

平成22年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成22年12月17日（金曜日）

---

議 事 日 程（第5号）

- 第 1 議案第78号 平成22年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第 2 議案第79号 平成22年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第80号 平成22年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第81号 平成22年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第82号 平成22年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第83号 平成22年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第84号 平成22年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第85号 平成22年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第86号 平成22年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第87号 平成22年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第64号 四万十町まちづくり基本条例の制定について
- 第12 議案第68号 四万十町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第13 認定第 1号 平成21年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 陳情第22-27号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書
- 第15 陳情第22-35号 トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出  
についての陳情書
- 第16 陳情第22-26号 四万十町十和林業研修センター耐震強度化に関する要望書
- 第17 陳情第22-31号 米価大暴落に歯止めをかけるための陳情
- 第18 陳情第22-33号 中山間地域の衰退と獣害対策関係陳情書（継続）
- 第19 陳情第22-34号 燃油減免制度の継続を求める陳情

- 第20 陳情第22-28号 農道の町道認定と舗装工事の要望書
- 第21 陳情第22-29号 生活道路の町道認定と舗装の要望書
- 第22 陳情22-30号 排水路整備についての要望書
- 第23 陳情22-32号 生活道路を町道に認定の要望書
- 第24 発議第16号 四万十町議会基本条例の制定について
- 第25 発議第17号 地方整備局並びに出先事務所の廃止に反対する意見書
- 第26 発議第18号 高知県の図書館行政の充実につながる県立図書館の設立を求める  
意見書
- 第27 発議第19号 保育制度改革に関する意見書
- 第28 発議第20号 トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書
- 第29 発議第21号 米価大暴落に歯止めをかけるための意見書
- 第30 発議第22号 燃油減免制度の継続を求める意見書
- 第31 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（26名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 吉村アツ子君 | 2番  | 岡峯久雄君 |
| 3番  | 弘瀬則彦君  | 4番  | 中屋康君  |
| 5番  | 山岡義正君  | 6番  | 緒方正綱君 |
| 7番  | 橋本保君   | 8番  | 山上利嗣君 |
| 9番  | 岩井優之介君 | 10番 | 田邊哲夫君 |
| 11番 | 松下和孝君  | 12番 | 林健三君  |
| 13番 | 酒井祥成君  | 14番 | 下元昇君  |
| 15番 | 竹内常喜君  | 16番 | 田邊幹男君 |
| 17番 | 榎野章君   | 18番 | 堀本伸一君 |
| 19番 | 梶原政利君  | 20番 | 田邊客子君 |
| 21番 | 牧野利恵子君 | 22番 | 津野吉得君 |
| 23番 | 宮地章一君  | 24番 | 氏原郭君  |

25番 宮崎 南海男 君

26番 池本 公夫 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |           |                |           |
|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 町 長       | 高 瀬 満 伸 君 | 副 町 長          | 渡 部 睦 君   |
| 参 事       | 武 内 文 治 君 | 会 計 管 理 者      | 林 伸 良 君   |
| 総 務 課 長   | 樋 口 寛 君   | 企 画 課 長        | 敷 地 敬 介 君 |
| 庁舎建設担当政策監 | 森 武 士 君   | 新産業・まちづくり担当政策監 | 市 川 敏 英 君 |
| 商工観光課長    | 宮 地 正 人 君 | 管財契約課長         | 仲 治 幸 君   |
| 農林水産課長    | 武 市 逸 夫 君 | 建 設 課 長        | 佐 竹 一 夫 君 |
| 環 境 課 長   | 山 脇 一 生 君 | 町 民 課 長        | 柴 久 幸 君   |
| 健康福祉課長    | 山 川 明 彦 君 | 税 務 課 長        | 山 本 靖 君   |
| 上下水道課長    | 高 橋 一 夫 君 | 教 育 長          | 宮 崎 勲 君   |
| 教 育 次 長   | 岡 澄 子 君   | 学校教育課長         | 野 村 和 弘 君 |
| 生涯学習課長    | 山 本 弘 光 君 | 農業委員会事務局長      | 永 尾 一 雄 君 |
| 代表監査委員    | 松 本 悟 志 君 | 総務課副課長         | 山 本 康 雄 君 |
| 総務課財政班長   | 山 脇 光 章 君 |                |           |

大正総合支所

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 武 内 洋 介 君 | 町民生活課長   | 武 市 宏 美 君 |
| 産業建設課長     | 下 藤 広 美 君 | 大正診療所事務長 | 林 正 憲 君   |

十和総合支所

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 岡 本 順 一 君 | 町民生活課長   | 杉 内 和 一 君 |
| 産業建設課長     | 林 久須男 君   | 十和診療所事務長 | 酒 井 寿 哉 君 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長  | 田 辺 卓 君   | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 臨時事務補助員 | 池 田 沙 也 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

ただいまより、平成22年第4回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第1 議案第78号平成22年度四万十町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番中屋康君。

○4番（中屋 康君） それでは、私のほうは2点ほど質問をしたいと思います。

項については、総務管理の関係と、それから教育関係の分で、まず、資料のほうで言いますと2ページになりますが、地域振興公社の関係の建設の絡みでございます。

地域振興公社、今現在あそこで展開をしているわけですが、今回、手狭ということ、給食関係の事務員の配置というお話で急遽増設をすると、事務室の増設という話であります。地域振興公社なりの現在の事務内容等々もおありですが、今回このような状況ということになりますと、何らかの事情があつて狭隘を解消したいということでもあります。内容については約1,500万、プレハブ形式のものということではありますが、将来的にこの振興公社、非常にこの仕事としては重要なポイントとなると思うので、設備的に、将来的にプレハブで終わるわけでもありませんでしょうし、地域振興公社自体の建物の許容というか、キャパシティがこれで十分なのか、将来的にどういうお考えなのか。現在の公社の職員さんの配置状況と、それから、今言った、今、狭隘を解消するためのプレハブの事務室を今後どういう形で、それをどういう形で使っていくのかいうところをお聞かせを願ったと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一点。この資料で言うと最後の方のページになりますが、教育関係で、ページで言いますと9ページになります。これは小学校管理費ということで、これは国費です。要するに国の1つの施策として、情報通信技術を小学生に一つ、今から興味やいろいろな中身について展開をしていこうという事業内容になっておりますので、これは大変すばらしい内容だと思います。

ここの中身について、ICTの支援人材育成というような内容で補正の内訳31万5,000円といったようなことがあります。地域の人材を雇用したいというような中身になっておりますので、どういった形で雇用されていくのか、それから、あるいは事業を1年間通していくわけですが、せっかくの事業内容ですので、どういう形でほかの学校にこの成果を展開していくのか。それから一過性であってはいかんと思うので、十川小学校の3年から6年生という対象の今回の配置にはなるわけですが、今後、この機材についてはこの小学校に置くのか、あるいは次年度に向けてはほかの学校で使うのか、そういった内容の一つの使い方についてお伺いすればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上2点です。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 地域振興公社の事務所についてお答えいたします。

今回補正予算で補助金として、公社事務所建築の補助ということで出しておりますが、議員おっしゃられる今後どうしていくかということなんですが、当初公社の事務所というのは、これから業務拡大していくということで、今の四万十町会館の事務室を利用しているという形態ではちょっと手狭になっているというのを、昨年度あたりから言われておりました。地域振興公社としては事務所を設置したいということで協議もしてきたところなんですが、場所的なのとか、土地の面積的な問題もありまして、なかなか本格的な事務所を設置するのは難しいということで、今回は現事務室のすぐ横に、プレハブ建てにはなりますが、それなりの事務室として今後使用していくという考え方でつくろうということです。

今後、公社の業務につきましても、これから町の補完的な役割を担うということで、業務が増えてくる可能性もありますし、人員も増える可能性、まだそこはちょっと未知の部分もありますが、現在の時点ではこのプレハブ建ての事務所でやっていきたいということです。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

まず雇用の関係でございますが、臨時賃金、ちょっと少ない金額になっておりますが、本年度につきましては指導員を配置するなど、パソコン機器等の整備を行っていくことになっておりますが、補正ということもありまして、今後、購入してからその機械を指導す

るということで、短い期間にはなりますが、今後5年ぐらいかけて検証していくことになりますので、その指導員につきましては今後続けて雇用していく形で行きたいと思っております。

また、今年度につきましては、かなり技術的な部分がありますので、今後機械を購入する業者が決まれば、そちらのほうで機械の研修等していったって、学校の方でも教えていくというような形になります。

それから今後のことですが、十川小学校、一応ICT効果的に利用活用して、児童・生徒がお互いに学び合うということで、モデル校にということで位置づけております。今後、情報通信技術の先進事例として、他校とも連携を図りながら行っていきたいと思っております。

今年度につきましては主に、先ほども申しましたが、期間がないということで、機器の整備が主なものになりますが、事業が始まると検討協議会というもんも立ち上げるようになっております。検討委員会につきましては5年くらいを目処に、関係者で検討協議会を立ち上げて検討していくこととなりますが、その中で実践も踏まえまして、今後支援員の指導、そして教職員がICTを活用できるように展開を図っていきたいと考えております。

いずれは全町へも普及したいと考えておりますが、まずはモデル校ということで、実践等検証していきながら、今後進めていきたいと考えているところでございます。

機器の配置のほうですが、一応5年くらいを目処に検証していきますので、そのまま十川小学校の方で機器のほうを置いていくということになります。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） すいません。それともう一点、職員の配置状況といいますか、職員の配置体制なんですけど、今職員は9名で業務のほうをやっております。ケーブルネットワークの管理運営、四万十町緑林公園、四万十会館の管理運営、あと会議録等調整業務などを行っております。

○議長（山岡義正君） 4番中屋康君。

○4番（中屋 康君） まず振興公社のほうの関係、お答えいただきました。

あそこの場所に狭隘ながらプレハブで建っていくということになりますので、今言った仕事の内容等、それから今からのことを考えれば、大変将来もまた手狭になると思います。今回のプレハブの建物が、それ、耐用年数は結構あると思うんですが、かなり一般の

建て方とはまた違うんで、結果いずれ建て替えの時期ということになろうと思います。そんなことを考えますと、当初の、本来、この振興公社のあり方というか、今、技術棟のいわゆるケーブルテレビのスタジオ等があるところを含めて、やっぱり何か今回無理があったような気がするんで、早めに、これもまた同じようなことを繰り返すわけですので、早くそういった計画的な建て方、展望をしっかりと今回考えていくべきだと思いますので、そういうお考えで、今後は将来的な見方をひとつ考えてもらいたいと思います。

それから十川小学校の関係は十分わかりました。5年計画ということになりまして、機材もそこでしっかりやるということですので、せっかく国からこれ、素晴らしい設備投資をいただきましたので、しっかり子どもたちのために活用してもらおうということをお願いをしたいと思います。

じゃ、以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 1点だけ伺いいたします。

30ページ、農林水産業費でございます。林業総務費のこれは節で24投資及び出資金のところ、森林組合の出資金が55万3,000円出ております。これは補正で今ごろによね、窪川町の森林組合では770万、大正の森林組合では5,300万、四万十中央で930万余りの出資金があるわけですが、どうして、この行き先は、どこへ出資するのか、どうして今ごろ補正で出さないかんのか、ちょっと説明していただきたいです。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えいたします。

このまず行き先でございますが、これは窪川森林組合に413口分、1口500円でございます、20万7,000円。それから四万十中央森林組合に346口分、これは1口1,000円でございます、34万6,000円の出資する予定でございます。窪川の方は413口で20万7,000円というところで、合計55万3,000円でございます。これは森林組合からの配当がありまして、それによる出資金の増ということでございます。配当があったための出資金でございます。

（24番氏原郭君「分かりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 予算書の方で見ていきたくと思いますけれども、25ページ。

15節の火葬場の改修工事、これ、7,602万円の予算が今回補正で上がってきておりますけれども、これについての工事の内容、これについてのご説明をいただきたいと思っています。

そして、30ページの有害鳥獣。8節ですが、これについて、現在まで幾らの鳥獣の捕獲が行われておるのか。これについての、できればイノシシ何頭、シカ何頭というような細かい数字がわかればお示しを願いたいと思います。

そして、36ページの19節町産材活用の促進事業の補助金、これ、450万ですが、この前の説明では、今、16戸は補助金で支出をしておるけど、あと3戸分ということで450万という金額が補正で今回上がってきております。これについての今後の見通し、これなどについてわかればお伺いをいたします。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

火葬場の大規模改修工事7,602万円の、この工事の内訳について説明をさせていただきます。

その前に、火葬場が建設されましたのが昭和61年ということで、24年目になろうとしております。耐用年数が16年と言われておりまして、それを6年超過した状況になっておりまして、それに伴いまして改修の工事を行うと。

これにつきましては火葬炉の工事でございます。内訳を申し上げます。消費税につきましてはちょっとのぞかした形で説明をさせていただきます。既設火葬炉の解体撤去工事として610万円、それから火葬炉の新設設置、これが4,410万円、それから据えつけ工事費としまして380万、それから建屋、当然改修が必要になってきます建屋関連工事としまして635万、そして現場管理費で626万5,000円、一般管理費578万5,000円、合わせまして7,240万。これに消費税合わせまして7,602万円という内訳になってございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 有害鳥獣の頭数でございますが、当初はイノシシが260頭、シカが310頭の想定で計上しておりました。8月末までは十分余裕があったわけですが、水稻、稲の収穫作業が終わるころから、10頭ぐらいまとめて持ってくる方が急

増いたしまして、どうもいかんということで、これを673頭、イノシシについては、シカについては408頭までの補正をしたところでございますが、この数字につきましては、猟期が終わってからもぼつぼつ出てくるだろうということで、イノシシで10頭、シカで20頭の余裕を持った補正頭数、補正額としております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） お答えさせていただきます。

町産材利用促進事業によります450万円の補助金の追加の分でございます。当初では、町産材事業始まった当初においては、10戸分を予定しておりました。10戸分ということは、最高限度が150万円で10戸分ということで1,500万の計上はさせていただいておりましたが、現在、16戸の申し込みがありまして、それで最高限度が150万ということで、満額出た場合が150万になるわけで、皆さん、満額の方も何戸かおりますが、16戸のうち満額でない内輪の方もおりまして、その分で、あとそれで、3月までまだ期間があります。その間、今の予定で行きますと、今ちょうど内輪では行っておりますが、あと3戸分どうしても3月まで見込みまして、450万の追加計上とさせていただきます。

○議長（山岡義正君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） それぞれ課長のほうから説明を受けたわけでございますが、火葬場の修理。今の課長の答弁では、耐用年数が大体16年ということで、もう24年目に入るということで、耐用年数が過ぎておるということでございます。

たしかこの火葬場は炉が2つあったと思います。それで、1つの炉の今回修理ということで7,600万余りが計上されていると思いますけれども、もう一つの炉についても今後すぐに改修工事を行っていかないけんというようなことになるのではないかと。

（「2つやろう」と呼ぶ者あり）

2つですか、どうもすみません。そういう、耐用年数がそういうような形で過ぎておるということですが、利用者の中で声を聞いてみますと、大変待合室等が狭くて、後から来た人にすぐに待合室を空け渡して、すぐに出なければいけないというような方も今までもあったようでございます。これらについて今後、耐用年数も過ぎておるので、新しく建て替えるというような考えはなかったのか、この点について伺いをいたします。

鳥獣被害のほうですけれども、これについては大変鳥獣の被害が多く出ております。今

までイノシシなども全然出てこなかった住宅地、そこらあたりについても出沒をして、畑などを荒らされておるといようなことで、大変被害が拡大をしております。これについて、今まで猟友会あたりに駆除をお願いして、行ってもらっておったわけでございますけれども、猟友会の方も大変高齢化が進みまして、猟をする人も少なくなったといようなことも聞いております。

駆除する方法としては、猟友会に頼んで鉄砲での駆除ということと、わさによる駆除、この2つが考えられるかと思っておりますけれども、わさについては、もうちょっとわさを取る資格が大変難しいといような声も聞いております。そこらあたりについて、まあちょっとわさを易しい方法で取れるような方法は今後考えていけないものか、この点についてお伺いをいたします。

そして、町産材の件ですが、昨日同僚議員のほうからも一般質問でこの点についてあったわけでございます。町産材の認定、町産材とどうして今後認定をしていくのか。ここらあたりについて大変難しい問題があろうかと思えます。これは、この補助金は公金でありますので、産地偽造、このようなことが絶対あってはいけない、このように思っております。どうかそこらあたりについての担当課の、今後どのようにして町産材と認めていくのか。そのチェック方法についてもう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） 火葬場の件につきましてお答えいたします。

まず1点目でございますが、待合室の利用。これが非常に手狭になっておって、非常に利用者の方にとりましては混雑をするということは、9月の議会でも出ておったところで、すみません、6月の議会ですか、おったところです。

その件につきましては、今回炉の入れ替えをするということで、今現在入っておる炉が普通の棺の大きさで対応するという炉でございまして、今回大型炉ということで、若干大きな目の炉になっております。そういったことから、大型炉を既に導入されておる市町村に、火葬の平均的な時間といったようなものも問い合わせを行ったところです。早くて1時間、そして非常に体格のええ場合は80分から90分が火葬の時間といったようなこと。それから冷却をしまして採骨といような形になろうと思いますが、平均すると1時間半で採骨のほうへ移れるというふうな感触も持ったところです。

そういったことを考えますと、今現在、1時間で受け入れしている部分と、1時間30分で受け入れしている部分、そういったちょっと時間の変則的にもなっております。そう

いったことの調整、1時間半の間隔で受け入れをしていくというふうにして、1日6体という部分を5体に減らすなり、そういった調整をすることによって待合室の混雑といったものは一定避けられる可能性があるということも今現在考えておりまして、炉の入れ替え工事後にそういったものも検証して、対応してまいりたいと。

それから、建て替えという話でございますが、確かに炉のほうは16年ということになっておりますが、建物のほうは耐用年数がもっと長うございます。鉄骨でございますので50年近くあると思うわけなのですが、そういったことから考えますと、16年の炉の入れ替えを今回もう一回いたしまして、その後に建物の耐用年数がまいった時点で、新たな全体的な建て替えということを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） わさの免許についての質問でございますが、これは、免許につきましては狩猟法に定められておりますので、これを易しくするとかそういったことはできないところでございますが、昨年から四万十町では免許の制度に助成をする事業を行っておりまして、今年も2年目でございますが、約20名ほど取っております。その中では銃猟の方もおいでまして、銃猟からわさも取るという方と、それから全くやってなかって、わさの免許だけ取るという、この方がほとんどでございますが、そういった事業をやっております。

難しいと言われますのは、実地の試験があるわけですが、それは、この事業ではある程度人数がまとまりますと、四万十町に講習に来ていただいております。今年も大正総合支所で行ったところでございます。そういったところで、わなの設置の仕方の講習を受けておりますと、まず取れるというところでございます。どうしても免許制度を、試験の制度を変えるということはちょっと無理ではございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 町産材の件ですが、この町産材の利用促進制度というか、事業につきましては昨年度より検討を重ね、今年実施ということになったわけですが、今、議員さんおっしゃったように、確認の分については一番大事な部分でありまして、これについては昨年度より森林組合、木材関係業者、関係機関、共販所を含めまして、密な協議を重ねてまいりました。一応町の補助金ですので、とにかく町産材の証明、確認について

が一番大切な部分ということで、町といたしましては今後、常日ごろ密な連絡で関係機関との協議、また、確認の体制は整えて実施したいと考えております。

○議長（山岡義正君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 火葬場の件については、今回炉の修理をして、その後、何年かの間にまた新しい建て替えというようなことも今後検討していきたいというようなことでありましたので、ぜひそういうようなことで今後、大変今、火葬場が、高齢化になりまして利用する人がたくさんおいでますので、そこらあたりについて早急なひとつ前向きな検討をしていただきたい、このように思っております。

鳥獣のほうは課長の答弁でいいです。

町産材の件ですけれども、昨日の一般質問の中でも出ておりましたけれども、やはり証明、これは町産材という証明。これは原木市場、これは四万十町で言えば六反地にある森林組合の市場、そこらあたりからの材が、搬入が多くなってくるのではないかというふうに思っておりますけれども、そこの市場の証明、そしてまた製材所の証明、そこらあたりが必ず添付せられていなければいけないような仕組みになっておろうと思います。

それで、市場から仮に10立方の町産材を購入したということで、市場のほうで証明を出される場合があるかと思います。そして、その製品を工務店の方に納める場合に、町のほうとしては10立方のもので製品がどればあ、どれぐらいの量が製品として生まれ変わるのか、そこらあたりについての把握はしておるのでしょうか、そこらあたりについて伺いたいします。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） ご指摘の件ですが、原木に対して加工、製材しますと、どうしても目減りというか、出るわけです。

今議会の当初、初日の日にもちょっと申しましたが、町営住宅の、うちが金上野の町営住宅の分で原木を集めまして、一応町内10社で製材してもろたわけで、そのときの歩留りが56%という結果が出ました、はっきり。ということで、その歩留り、56ないし60%ぐらいじゃないかと自分としては思っております。それで、10立方の材を仕入れた場合、56%ないし60%ぐらいの製品しか育たないということをもとにいたしまして、そのあたりを、建築業者と工務店との話は常にしております。そこのあたりの確認ということで、それ、町産材以外が混ざらんような確認の仕方はやっておるつもりです。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） 私のほうからは1点だけお伺いをいたします。

予算書で39ページ教育費、節の13で委託料、スクールバス車庫設計委託料で95万8,000円を計上しておりますが、これは窪川中学校の新しくできた技術棟の横に計画をしているということでありますが、まず委託料の内訳についてお伺いをしたい。それから、設計委託は町内業者、町外業者、どちらを予定しているのか、まずその点についてお伺いをいたします。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） まず委託料の内訳でございます。ただいま議員おっしゃられましたように、位置につきましては、窪川中の技術棟の横ということで一応計画をしておりますが、一応教育委員会といたしましては基本的には1カ所で保管したいと考えておりますが、2カ所になることも想定されますので、設計委託料につきましては2カ所ということで見積もりをとっております。

まず1つの、窪川中の敷地内という予定の委託料の内容につきましては、当然設計の意匠、それから構造、それから打ち合わせの経費、それから確認申請の作成費用、完成検査の申請作成費、それに諸経費、それから確認申請、完了検査等の費用で約60万ぐらいというところになっております。

それから、もう一カ所のほうが、一応車庫の設計、行動打ち合わせ諸経費ということで30万ぐらいということで、両方足しまして予算書の95万8,000円という見積もりの内容となっております。

それから業者の選定でございますが、当然設計業務委託になりますので、入札になるかと思うておりますが、そちらのほうは管財契約課のほうで当然業者のほうは選定していただけるものと思っております。

（6 番緒方正綱君「町内か町外か」と呼ぶ）

（「もっと大きな声で」と呼ぶ者あり）

委託業者につきましては、当然入札等になると思いますので、そこについては町内業者も含めて、業者のほうを選定することになると思っております。

○議長（山岡義正君） 6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） 車庫の規模ですよ。今、2カ所ということでお伺いをいたしましたが、車庫程度のといいますか、設計をわざわざ委託をする必要があるのかないのか。

町にも建設課ありますよね。そこら辺で例えば簡単な図面とか、建築申請とかそういうものについては、もろもろの諸費用というのはまた別にかかるかもわかりませんが、そこら辺、簡単な設計図とか図面とかいうものは町のほうでできないものかどうか。これは、この件に関してだけじゃないですけども、委託費用というのが結構予算の中にはずっと、私も前から言ってますが、出てきますよね。そこら辺、不透明な部分というか、わかりづらい部分というのが結構あるわけです。結構廃っていくお金といいますか、そこら辺、もう少し抑えられるんじゃないかなと私は見てますが、そこら辺、どうなんでしょうか。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 当然ながら建設課のほうには建築士が現在、この夏まで3名おりました。1名の方がちょっと急死いたしまして、現在2名でやっております。

しかしながら、業務いっぱいあった中で、建築の設計だけに携わるとなると、かなりの時間はかかります。それで、ものにもよりますけど、できるもんについては、だから今後は検討もせないかんとは思いますが。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 今、建設課長のほうから答弁がありましたが、今回のこの委託について、教育委員会と建設課のほうの連携というのはとれていたのかどうか。そこら辺、ちょっと疑問にも思うわけですが。

私、感じるのは、車庫ですので、そんなに難しい設計の何が要るかどうかというところをちょっとさっきも聞いたわけで、多分シャッターもつけたいとかいう話もございました。でも、そこら辺については、ある程度部分的なもんについては、それはまた専門業者にということもありますでしょうけど、やっぱり町で今までもずっとそういう設計も多分されてきたはずですし、単価的なものもそこそこわかっているはずですよ。そこら辺、積み合わせて、やっぱり積算というのはある程度多分できるんじゃないかと思いますが、そこら辺、教育委員会と建設課との連携というのはどのようにされてきたのか。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 今回の設計委託料の関係で、見積もりをとる関係につきましては、一応教育委員会のほうには専属の建築士おりませんので、建設課の方が兼務したという形になっております。その中で、一応これくらいの建物を建てたいのでということで、一応見積もりのほうは、うちのほうから見積もり業者のほうへお願いして、見積もりをいただいたところでありますが、詳しい打ち合わせは建設課のほうとは行っております。

せんが、多少こういう形でやるので見積もりをとります程度の打ち合わせじゃったと聞いております。

○議長（山岡義正君） ほかにありませんか。

3 番弘瀬則彦君。

○3 番（弘瀬則彦君） 先ほど15 番議員から質問がありまして、お聞きをしたわけですが、四万十町斎場の大規模改修についてちょっとお聞きしたいと思います。

今回の修理につきましては、大型炉の入れ替え工事ということでございますが、今までセラミック張りの炉で、何回も何回も修理をしてきたわけでございますけれども、この大型炉に入れ替えると大体耐用年数が16 年と言われておりましたけれども、これはまた16 年向こうへ耐用年数が延びて使えるのか、そこらあたりと、それからもう一つは、客室のほうの建物ですね。これ、先ほど15 番議員も話されておりましたが、大変狭いということで、遺族の方々に迷惑をかけている部分がありやあせんかというふうに思います。

そしてまた、建ててから5、6 年経ったところから雨漏りがひどくて、私が議員になってからこっちに、あれ、屋根をつけてもらいました。それで雨漏りは止まっちゃうと思いますが、まだまだ炉のほうの雨漏りがひどいことはないかなというふうに考えておるところでございます。そこらあたり、どうするか。それで、客室のほうの耐用年数というのはどのくらいあるのか。そこ、教えていただきたいと思います。

それから予算書の30 ページ。町有林の管理費でございますが、学校林の立木の購入費3,023 千万円。そして県行造林の立木の購入費が210 万円となっております。この学校林の立木購入につきましては、学校統合によるものがあるかと思っておりますけれども、この立木の立米当たりの単価はどのぐらいで買い取っておるのか。また、どこの学校、そして、またどこの県行造林か、そこらあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） 3 番議員さんにお答えいたします。

16 年という耐用年数の件でございます。今回炉を入れ替えるということでございまして、今後、新たに16 年間継続して使えるということでございます。

それから、控室が非常に狭いということにつきましては、今現在の建物に接続して待合のところを広げるというのは、場所的に無理でございます。ですから、もし控室といったものを新たに構えると、広げるということであれば、ちょっと離れのところへ雨よけをし

て設置するといったような工法も考えないかなのかなというふうにも思っているところです。

ただ先ほどの議員さんに説明しましたように、炉の入れ替えによりまして6体を5体にするとかいった工夫によりまして、1遺族があそこの控室をすべて使えると。ただ、使える時間は1時間半に限定であるとか、1時間20分に限定であるとか、そういったことでお願いもしながら、1遺族が使っていけるというふうなローテーションが組めれば、新たなものをつくるということも回避できるのではないかなというふうにも考えているところです。そういったことについては、炉の入れ替えによりまして新たな時間設定、そういったことも同時に考えながら、一旦はそういう形でやっていきたいと。その後どうしても必要が生じれば、当然考えていかないかなというふうには、そこは考えております。

それから、同じく建物の耐用年数でございます。今ここですぐに何年ということをやちょっとと言いませんが、鉄骨の建物でありますと、鉄骨の厚み、そういったものによって若干の違いがございますが、概ね45年から50年耐用年数としてはあるというふうに認識をしているつもりです。

それから雨漏りの件です。雨漏りにつきましては、平成20年度に屋根の修繕工事を610万ほどかけて行っております。ただ、それを行いましたが、完全に止まっているようではございません。若干染みができておるところがございます。ただ、昔のようにどんどんということではなく、一定止まってはおりますが、やはりぴったりは止まってないというところで、若干の問題は感じております。

それから、炉の裏のスペースについては、雨水といううちに、雨が降ったときの路面水であるとか、そういった水が処理室いきますか、作業室いきますか、そちらのほうへ入ってくるといったような問題も若干あるようでございます。それについても今後対応してまいりたいというふうには考えております。

以上ですかね。すみません。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） まず最初に、学校林の件についてお答えいたします。

この学校林のまず単価は幾らかということでございますが、この302万3,000円はこれ、今までの単価でおよその面積を掛けたものでございまして、今回は想定金額として計上させていただいております。それで、実質の数量等の見積単価になりますと、予算書の2段上にあります委託料、学校林調査委託料といたしまして8万2,000円を計上

しておるところでございますが、これは森林組合にお願いして調査をしてもらうことになります。

どこの学校かといいますと、志和小学校 8.7 h a、それから家地川小学校 3.56 h a、若井川小学校 1.2 h a、計 13.46 h a でございます。

その費用でございます。これは一応町と P T A の分収割合 20%と 80%。80%で概算の計画としております。これ、聞いてみますと、閉校の行事なんかもやりたいというときに、間に合わなかったらいかんということで今回上げさせていただいております。

それと、県行造林の購入費でございますが、これは見付の轟川山 10.8 h a ございまして、55年から59年生の杉、ヒノキが植わっております。この単価は県から示された単価でございまして、これは町が 40%、県が 60%の分収割合でございまして、350万という金額を示させていただいております、その 60%分、県分の費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 3 番 弘瀬則彦君。

○3 番（弘瀬則彦君） 何は大体わかりましたけれども、耐震診断はどのようになっておりますでしょうか。まだ、今、23年から24年経っているということでございますので、耐用年数が 45年から50年。それで、まだまだ20年余り使えるということになりますので、耐震診断も大事になってくるんじゃないかと、このように思うところでございます。

そしてまた、私は火葬場そのもの、あるいは銀河そのものの耐震だけでは私は不十分じゃないかと思えます。それは、あそこへ入る橋、あるいは道路、これがきちっとした整備がされてないと、仮に言われるような大きな地震が来た場合に、火葬場へ入れん、あるいは焼却場へ入れんということになりますと大変なことになりますので、以前から私はあの下に、池のもとから秋丸へ向けて橋を掛けえということをたびたび言ってきたわけでございますけれども、執行部には一向にお取り上げがないということで、地震のときの心配をしておるところでございますが、秋丸へ向けての橋になりますと、これは大正・十和から来るごみの収集車、あるいは霊柩車についても大変便利にもなりはしないかというふうに考えるところでございますが、そこらあたり町長はどのように考えておるか、ご答弁をいただきたいと思えます。

学校林、県行造林の件につきましてはわかりました。まだまだ学校統合が進んでいくこ

と思います。こうした立木の買い取りなども増えてくるかと思うところでございますが、これにつきまして、私、1つ心配しておるのは、個人との分収があります。学校林として個人の分収林があるわけでございますが、個人との分収造林をどうするのか。私もずっと前でございますけれども、辻教育長がおられるときに、一般質問で聞いたことがございますけれども、これ、一向に進まずに終わっておるところでございますが、PTAの方もだんだんと高齢化していく、あるいはまた、木材価格の低迷によりまして、山に対する意欲がない。そんなことで、はっきり言ってPTAの方も学校林を持て余しておるという状況もあるわけでございます。だから、町有林を借りての植林をしておるところは、今ここに上がっておりますように、立木を買い取るというようなことで話がつくかと思いますが、個人との分収、これをどう考えておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 前段の分について、私のほうから先にお答えをさせていただきたいと思いますが、議員さんご指摘のとおり、今、公の建物については耐震診断、耐震改修も国・県、そして町のほうも積極的に行っているところでございますが、道路とか橋梁とかそういったものについてはやはり非常に遅れております。これから国も県も国道・県道、そういった耐震診断、耐震改修が行われていくものと思いますが、町としましても国道・県道等とも連携もとりながら行っていかなければならないというふうに思います。その際には議員さんおっしゃられるとおり、災害があったときに真っ先に必要となるそういった橋、道路、そういったものを先に優先順位をつけてやっていきたいというふうに思います。

それから、天ノ川の下にあります橋については、以前からそういう課題があるということとは私のほうも何回かお聞きもしていたところでございまして、それもこれからの町の大きな課題であろうというふうに思います。この場では即答はできませんけれども、今後の町の課題とさせていただいて、検討もさせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲 治幸君） 建物の耐震のことで質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

1つの基準としまして、昭和56年6月以降の建物につきましては、建築基準法で耐震に耐える建物ということで設計をされております。先ほどお話のありましたこの斎場でございますけれども、昭和61年の建築ということでございますので、今回の耐震診断が

らは除外をさせていただいております。

○議長（山岡義正君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎 勲君） 学校林の個人契約について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

少ない件数ではございますが、学校林には個人契約の分があります。おっしゃられるように、少子化の中でP T Aなんかもなかなか間伐等撫育は困難になってきているであろうというふうに思います。私もP T Aの役員等をやっているときに経験がありますけれども、当時は非常に技術を持ったP T Aの者もいまして、数力所ある学校林の間伐等を行ったこともあるわけなんですけど、今はなかなか行うことができないという状況になっているのではないかとこのように思いますので、学校統合、廃校、休校等にかかわらず、そういう契約の解除等も出てくる可能性もありますので、今、詰めた検討はしてないですが、今後そこら辺も検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 2点ほどちょっと質問をさせていただきます。

まず最初、予算資料の1ページでございますが、十和総合支所複合施設整備事業でございますが、この問題は私が先日、全員協議会でもちょっと述べさせていただきましたが、秋田県の藤里町の高齢者の自殺が相次いでいるというような新聞を読んだときに、十和地区でもこういった町民の憩いの場所がやはり必要ではないかという観点から、ちょこっとそこまで計算に入れた建築の準備があるのかということでもちょっとお聞きもしましたが、今回、四万十町中央森林組合からの陳情で、研修センターの耐震の工事で陳情が出ておりました。私も産業でございますので、産業としてそこを視察に行ったわけでございますが、一応この陳情は不採択というような結果を出しました。産業としてですよ。そういった意味からも、やはり同じこういった総合施設をつくるのであれば、やはりそこら辺も兼ね合わせた施設を考えておるのかどうか、そこをちょこっとお伺いします。

それと、2ページでございますが、先ほど4番議員もちょこっとこの件に関しては質問をいたしました。私がちょっと疑問に思うてるのが、一応職員も増えるということで規模を拡充せないかんというような意味合いは、わかることはわかるんですが、一応この中に「調理業務を行うための職員を採用する」という文言がございます。調理業務を採用するならば、給食センター内でその業務は整うんじゃないですか。

それともう一つ私が気になるのが、新庁舎を建設した場合、今、建設課と健康福祉課ですか、旧郵便局跡、ああいった施設はどうなるのか。そのまま空きというような状況になるのであれば、あまりにも将来を見据えた計画じゃないがじゃないかという思いが強いです。そういったそこら辺のちゃんとした精査ができた上で、こういったものを建てようとしているのか。一応金額的には約1,500万ということで、普通の億という数字からすれば一桁それは低いです。が、1,500万というのは私の給料が100カ月分でございます。しっかりとした計画を立てて行っているのか、そこをお伺いします。

○議長（山岡義正君） 岡本十和総合支所長。

○十和支所長兼地域振興課長（岡本順一君） まず私のほうから十和地域の複合施設につきましてお答えを申し上げたいと思います。

このコミュニティー施設につきましては、これまでの十和総合開発センターに整備をしておりましたホール、会議室、和室、生活改善室、そういうふうな施設でこれまで整備をしておったわけですが、その施設の中で、特にこれまでも利用頻度の高い施設を中心に、今の計画の面積の中に入れられる施設として計画をしておりました。

その中で、議員さんのほうからも今提案をいただいたところでございます。そういうことも受けまして、また今後、基本設計の段階で各種機関と団体、それとパブリックコメントもいただきながら、そういう内容を詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 地域振興公社の事務所についてお答えいたします。

地域振興公社につきましては、平成20年度でしたか、公益性と経済性の両立を目指した組織として、公共領域の拡大とか公共サービスの民間委託等を踏まえ、多様な事業、行政サービスの補完的役割を担っていける法人として、町の方が見直した経緯があります。

それで現在のところ、先ほども申し上げましたが、ケーブルシステムの管理運営とか緑林公園とか四万十会館の管理運営業務、また、この議会の議事録の作成業務等を行っているところです。

一応来年度の予定としまして、資料のほうへ書いております学校給食業務、これもやっいてこうという考え方があります。そのほかにもテレワーク事業とか、地域振興公社の役割として業務拡大を行っていくということで、今現在の事務所はもう手狭になっている。どうしても事務所の拡張が必要なので、地域振興公社として事務所を設置すると

いう考え方に基づいて、今回町の補助金を、予算を組んだところでございます。

あと議員言われましたように、今、企画課とか健康福祉課が入っております事務所、新しく新庁舎ができれば、当然あとの利活用のことも考えなければいけません。ただ、公社の事務所としてはケーブル局舎があこ、香月が丘にあります。また、管理運営しております四万十会館、緑林公園もあこの香月が丘にある関係から、どうしても局舎の近くに事務室を構えたいという意向があります。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） ある程度わかるといやわかったわけですが、大正総合支所につきましては、本当にその地域の人がやはり憩える場所というのはどうしても必要でございます。それで、要はこの秋田県の場合は、そこでただの憩いの場所だけではなくに、やはり原価でコーヒーなんかも出すと。それで、そこで、地域の人にいろんな悩み事を相談し合う場所を提供しているようでございます。そういった町民が集える雰囲気づくり、また、場所を提供するというのも一つには行政も一つ責任があると思いますんで、ぜひそこら辺を考えた上でよろしくお願いします。

（「総合支所やない。十和」と呼ぶ者あり）

十和。ごめんなさい、十和です。

それと、振興公社でございますが、そういったやはり近くで云々というようなことは、それはだれが考えてもそうしたいです、何かにつけ。今度の新庁舎にしてもそうですよ。駅前にまずやるにしても、ここの場所がこっぴり空くわけです。そしたら、ここに職員の駐車場を置いて通うというようなことも、本当言うたらやるべきですよ、少しでも経費を安くするためならば。そういった意味で、近くにあるに越したことはございませんが、やはり国民の税金を使うという観点から、慎重な行動をとっていただきたい。そこを申し上げて終わりにします。

（「答弁は」と呼ぶ者あり）

答弁は要りません。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、ただいまから10時50分まで休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

1 1 番松下和孝君。

○1 1 番（松下和孝君） 予算書の1 7 ページのケーブルシステム管理運営費と、それに関連して伺います。

まず1 点目ですが、NHK 共聴撤去補助金1 1 2 万円が組まれておりますが、まだ今そういうような状況なのか、その辺を伺います。

2 点目は、有料番組受信料返還金1 0 0 万円とはどういうことか、その辺について伺います。

3 点目ですが、関連事項にもなりますのでご了承願います。ケーブルテレビに関してですが、ある筋から聞いておりましたけれども、先日の町長行政報告にもありましたが、当初は地上デジタル放送への対応策として、従来のテレビは見えなくなるということで、チューナーを取り付けなければならないという、そのチューナーは3 万から3 万5, 0 0 0 ぐらいという高額であって、住民負担が大きくなると、大変であると。そのために国からの補助金等で最終的には5, 6, 0 0 0 円ぐらいになるなど、すったもんだ時間を割いていろいろ議論したわけであります。大きな金にもなって、皆さんもまだ記憶に新しいかと思えます。

それが、まあそれはそれである程度勉強にもなったわけですが、それがあっさりというか、そうでもなかったかもしれませんが、デジアナ変換、デジタルをアナログに変換して、もとに戻して見えるという暫定措置で5 年間は大丈夫になったわけですが、これはこれでまた大変結構なことです。この技術は最初からあったわけですか、それとも後から生まれたものですか。この間にたくさんの人たちがエコポイント絡みで、まだ使える、見えるテレビを買い替えたと聞いております。不平不満も聞いておりますが、その辺のいきさつをこのケーブルテレビを通じて住民にわかりやすく説明していただきたいと思えます。説明されたい。

以上3 点ですが、できれば順番にお答え願いたいと思えます。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 予算書1 7 ページのNHK 共聴撤去補助金ですが、今年度につきましては、昨年度整備しました窪川の大井野以西と大正地域になるんですが、そのNHKの共聴アンテナ、これの撤去に対して補助金を当初予算で組んでいたところなんですが、中神ノ川と下津井地区につきましては、NHKの2 次エリアということで、NHK 共聴からもう少し自分たちで共聴施設を延長している部分がありました。この分の工事料金

が不足したため、今回補正しようとするものです。

○議長（山岡義正君） 岡本十和総合支所長。

○十和支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 私のほうから有料番組受信料の返還金についてご説明をしたいと思います。

この返還金につきましては、十和地域のケーブルシステムの関係でございまして、有料番組の視聴料でございます。これにつきましては、22年度の視聴分につきましては、21年度中にすべて徴収をしております。このことから、今、十和地域でケーブルシステムの切り替えをしておるわけでございますけれども、切り替えた後につきましては、個人と放送会社との契約になってきますので、それまでに集めております分を返還するものでございまして、12月には大体見込みでは振り替えが終わるということがありましたので、12月から3月までの4カ月分を返還することで、これを計上しております。現状の工事の進捗中で、若干1月にずれ込む部分も出てくるかと思いますが、それにつきましては月割りの計算で返還をする方向で考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 3番でのデジアナ変換の件についてですが、今日の高知新聞へもちょうど出ていたところなんですが、その新聞によりますと、デジアナ変換につきましては総務省のほうから要請があったということで、四万十町でも放送各社に対しましてお願いをしていたところでした。それを、行政報告でもありましたが、11月末になって内諾を得たという。正式には12月に入りまして放送事業者との契約ができるようになったということで、皆さんにお知らせするのはかなり遅れたということは申し訳ないと感じております。ただし、町としましても、できるかできないかわからないものを、事前にやれますということは言えなかったこともありまして、今回、12月になってからの住民の皆さんへのお知らせとなったところです。

○議長（山岡義正君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） じゃ、これは全国的に、四万十町に限らずある全国的な、ケーブルシステムのところは全部これをこういってやっていけるということですよ。

それと、区長会でも聞いたわけですが、もちろん後になったということは仕方なかったとしても、まだ見えるテレビを買い替えたという不満、不平は聞いておりますか。まだ見えるテレビをも買い替えて、負担が要ったというような不平不満があったというような話は

聞いておりますか。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 電気事業者といたしますか、電気販売店のほうから、住民の方から今まで言ってきたことと違うんじゃないかという話を1件だけですが聞いております。そこあたりを、それで住民の方に納得できるように説明してもらいたいという要望も受けているところです。

（11番松下和孝君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） 3、4点ちょっとお聞きしたいと思います。

まず最初に、歳入のほうからやりたいと思います。ページ数13ページの16款2項1目3節になりますが、官行造林分収林が出ておりますが、この場所と、どれぐらいの立方数を切ったのか、その辺の説明をお願いします。

それから歳出のほうになりますが、21ページになります。3款1項1目28節です。これは特別会計のほうで聞かないかんかもしれませんが、繰出金の555万2,000円の件、これは今回繰り出ししておりますが、基金が私の記憶では3億ぐらいあったがやないかと思っております。その中でこの繰出金、あとどれぐらい残って、もし底をついたときにどういう対処をするか、その辺のこと。

それから、30ページになります。先ほど3番議員さんのほうからもありましたが、学校林調査委託料と、それから学校林立木購入費についてですが、先ほどの課長の答弁では、若井川、家地川、志和で13.4haと言っておりましたが、その面積にしては収益が少ないがですね。それで、皆伐をするのか、それから間伐するのか、その辺と、それから、学校林は四万十町でどれぐらいあるのか、それをお聞かせください。

そしてもう一点は、19節になりますが、負担金、補助金及び交付金というのがありますが、700万円の森林整備地域活動支援交付金というやつがありますが、この内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

予算書の21ページの28節繰出金、社会福祉総務費でございますが、国民健康保険の繰出金555万2,000円です。今回の補正につきましては軽減関係の増加によりまし

て、基盤安定の軽減策で３８５万６，０００円、それと職員人件費の人勘分の減額でマイナスの７３万、それと現在システムの、国保連合会と各市町村がつないでいる伝送システムの改修工事がありまして、この関係で２４２万６，０００円。この３つが大体今回の補正の内容となっております。

ご心配されてます今回の補正については、法定内の繰り入れということでございまして、現在２１年度末では約３億３，０００万円ほどの基金がございます。ですけども、今年の、２２年度末で基金残高が約２億円弱に想定されております。１２月補正を入れて。しかし、また３月補正は若干国の支出金の減額が予想されますので、基金を投入して３月補正で対応することになろうとは思いますが、それを含めると、来年度予算が实际的に、現在、当初予算の編成を行っておりますが、ゼロか、あるいは組めない状態が想定されております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 学校林の購入費が少ないのではないかと。面積にしては少ないのではないかとというご質問でございしますが、これは３校の予定でございまして、その中でもほとんど植わってないような山林がございまして、その分を考慮しました想定金額を計上させてもらっております。

それから、全体面積等につきましては、また教育委員会のほうからお答えがあると思いますので、先に交付金の使い方ということについてのご質問でございします。これは、森林整備を一体的に行うためにやるということで、森林の被害調査、これが当初は２，５００ｈａでございましたが、これを３，５００ｈａにするということと、森林情報の収集活動、これが２００ｈａを予定しておりましたが、それで、これをやめまして、被害調査に回すということで、単価が違いまして、被害調査のほうは１ｈａ当たりが１万円、それから交付金が１万円でございます。それと森林情報の収集活動というところが５，０００円というところでございますので、大きいほうの、対象面積が増えたということで増額の補正でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） それでは、学校林はどれぐらいあるのかというところについてお答えさせていただきます。

四万十町で39カ所、面積にしますと、実測面積で74万9,199平米、約74.9haというところになっております。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 申し訳ありません。歳入のほうの答弁が抜かっておりました。

官行造林の分収金でございますが、これは奥神ノ川の手谷口山というところでございます、全体面積が61.07ha。このうちの16.5ha分を、今回森林管理局において、年数が来たということで入札にしたところの落札金額に対する町の分収分50%でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今、課長のほうから答弁がありました。

歳入のほうでございますが、奥神ノ川の山ということで、16.何haやったか、余りという話がありましたが、この中でよね、歳入に出てくるというたら多分搬出コストがかかってこれぐらいの金額になったと、一千何ぼという。搬出はどれぐらいの費用がかかったのか、その1点と、それから、2点目の国保の繰り出しの件でございますが、来年度はゼロということで、見込みなしというような課長の答弁では。その後の対策ですわね。多分今、国保税は8期で払いゆうと思いますよ。それがどうなって、上げてくるのか、それから一般会計から持ち出しするのか、その辺、お聞きしたいと思います。

それから、学校林の関係でございますが、今、学校教育課の課長でしたか、74.9haということで、39カ所あると言っております。これは、今回の予算の関係は統合関係で出てきてると思いますが、この学校林に対しては、私の時代には学校林、生涯学習の管轄になると思いますが、生徒が出ていって間伐をやったり、切り出し、もちろん世話をしてきた学校林じゃと私は思っておりますが、その生涯学習的なものでよね、今からこういう統合を含まれてきますが、生涯学習でちょっと話がそれておりますかもしれませんが、やっているのか、その点、お聞きしたいと思います。

そして、森林整備地域活動支援の関係ですが、700万円の関係です。これは一応被害調査という課長のほうの答弁がありましたが、2,500から3,500haでしたか、これは被害調査といいますと、多分シカの被害か、その辺の鳥獣害の被害ですか、その辺、詳しくもう一点お聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） まず、最後の被害調査についてですが、鳥獣害の被害でございます。

それと搬出費用。この官行造林分収金ですが、これの搬出費用はどのくらいかというご質問でございますが、これは森林管理者のほうから落札金額が2, 205万円ということを受けておりまして、その内訳については示されておりませんので、申し訳ありませんが、今お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） 国保の繰出金の関係で、基金の状況でございます。

21年度末では、約で答えさせていただきますが、3億3, 000万程度でございます。22年度今年度の12月補正までの取り崩し額が1億3, 700万程度でございます。残り、約1億9, 300万残っておりますが、今後3月補正、あるいは来年度当初で予算ベースで考えられる金額をはじきますと、現在残っています1億9, 000万が23年度末にはゼロになると考えております。

そういうことで、ゼロになりますと、24年度は基金がありません。基金がありませんので、現在3カ年で約平均1億円から1億、2, 3, 000万円の基金を投入しながら、実質収支に至っても赤字になっております。来年度以降も黒字になる、あるいは赤字幅が減るというような見込みが立っておりませんので、単純に言いますと、24年度は1億円の歳入欠陥が出てくるだろうと思います。それに対しては、単純に言えば歳入歳出の不足でございますので、国保税対応ということになります。また、町長発言にありました町の施策方針等も含めて、議会の皆さん、あるいは執行部、それから運協等ともども、今後、来年の課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 学校林等の手入れをしているかというようなことと思いますが、学校のほうへも調査を行っております。ちょっと学校のほうで最近学校林の手入れをしているのか不明なところの学校もありますが、主に下刈りとか、一部間伐等を行ってはおりますのでございます。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今、課長のほうから答弁がありましたが、歳入の方でございま

すが、奥神ノ川でしたか、その関係で2, 205万と言っておりましたが、多分半分ぐらいは経費で消えるんじゃないかなと思って、私も大体想定はしておりました。金額的に言うても、人件費プラス燃料代、そういうようなもんが、あと修繕とかいろいろなもんが出てくると思いますので、わかりました。

そして、国保税でございますが、国保対応と言っておりましたが、それで、国保対応はわかりますが、それになった場合に国保税を上げるのか、もう一回聞きたいと思います。上げていくのか、一般財源から持ち出していくのか、その辺、もう一回明確な答弁をお願いしたいと思います。

それから学校林の関係と、それから森林整備の関係はよくわかりましたが、その2点をよろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） 先ほど若干申し上げましたとおり、原則的には歳入不足に陥りましたら、各市町村とも国保税で値上げによる歳入確保をしております。

しかし、10番議員さんの一般質問でも町長お答えになったように、全国的にはこれ以上国保税の上昇はなかなか町民に耐えられない金額に現在なっております。そういったことで、どうしたらいいのかというような部分については、今後、国保税の値上げも視野に入れて、さまざまな施策による検討も含めて、来年1年間ありますので、その期間の間に結論を出したいと考えております。

が、ただ、現在の、私、税務課ではありませんけども、資料によりますと、四万十町の国保税の税率、あるいは1人当たりの調定額、これについては県下平均よりか下回っております。そして、低所得者、特に国民年金80万以下の単身世帯、あるいは夫婦世帯については、高知県で一番低い国保税率を保っております。こういった点から含めて、総体的に税務課、あるいは執行部とこれから協議してまいりたいと考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それでは、3点お伺いいたしたいと思います。

まず歳入のほうで、13ページ、17寄附金、ふるさと支援寄附金。補正前150万、今回500万の補正となっておりますが、どういう方たちがふるさと支援寄附金として寄附をしていただいたか。また、この制度を導入いたしまして、以前そのまま寄附金として受け入れたときと比べると、どういうふうに寄附金の増収があるかという点について、そ

の推移をお伺いしたいと思います。

それから次に、民生費のほうで、23ページの15節工事請負費ですが、仁井田地区統合保育所用地造成工事費300万。現在、統合保育所としてどのような進捗状況であるかということを質問をいたします。

そして次に、28ページの農林水産業費ですが、2目農業総務費の15節工事請負費120万。あぐり窪川フリーマーケット改修工事費ですが、どこを改修されるかということについて、以上3点お伺いします。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） ページ13ページのふるさと支援寄附金、これについてお答えしたいと思います

これまでの経過なんです、平成20年度からこのふるさと支援制度が始まりまして、当初で、金額で大体約300万ぐらいの寄附金でした。昨年度は少し落ちまして、200万前後やったと記憶しております。今年度は大口の方がおられましたということで、現時点で約500万程度の寄附額になっております。それによりまして今回補正という形になったものです。

それと、すみません。今年度の寄附された方なんです、多くの方は昨年度といいますが、20年度当初年度に寄附された方が、また再度してくれたということになっております。ただ金額がその中でちょっと200万とかいう大口の方がおられたということで、金額のほうは多くなっております。人数的には当初年度より少なくて、たしか約30人程度と記憶しております。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

23ページの工事費の仁井田地区統合保育所の関係でございます。

この300万の増加でございます。当初工事費として1,700万円組んでおりました。その後、基本設計をする中で、地域、保護者等を含めてワークショップ開きました。当初は擁壁ブロックという構造にしておりましたが、ここでL型ナチュロックというような、景観に配慮したブロック構造に変更したいと考えております。このブロックにつきましても、町内業者によります指定を行いまして、町内業者指定のもののブロックということで、工事造成、工事を行うこととしております。

また現在の進捗状況でございますが、この地域、農振地域に指定されておまして、こ

の農振地域の解除、農用地転用がかなり時間がかかりました。11月末で解除を受けまして、また、ワークショップ後の基本設計も11月末で完了しました。昨日、この建築場所の山株地区の集落説明も行いまして、今後、1月より用地造成工事に入りたいと考えております。

それであると並行いたしまして、基本設計を終えて、実施設計を3月末までに完了したいと考えており、完成は23年度の24年2月末完了で、少しでも23年度の卒園生を受け入れたいというような予定にはなっておりますが、また当初予算等で本体工事等が加わってまいりますので、その辺でまた詳しくご説明したいと考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） ページ28ページのあぐり窪川フリーマーケット改修工事費についてご説明いたします。

この工事の、フリーマーケットの一部を改修しまして、喫茶コーナーを計画しておりました。その後、管理者と協議を重ねていくうちに、より目立つように通路側、つまり駐車場側でございますが、そちらのほうにもカウンター方式で対面販売ができるように計画を変更したというところと、ファーストフードを充実させるために、給排水工事を追加整備するということの変更によります補正でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） ふるさと支援寄附金のほうですが、今回も人数的にはあまり変わらないということですが、この寄附金については用途の指定といいますか、そういうのはあると思いますので、そういう指定寄附としてはどういうのがあるかということを報告をお願いいたします。

それと仁井田保育所、統合保育所ですが、ぜひ順調に地域の方々の意見も取り入れてやっていただきたいんですが、旧の仁井田保育所ですね。その跡地のことですが、仁井田地域の方が、例えばその跡の施設を使って高齢者の集いの場所などとはできないか、利用できないかというような住民の声もありましたが、旧保育所の跡地についてはどういうふうなことになるかということをお伺いしたいと思います。

それと、その地域で例えば保育所がどなたもいなくなって、大きな立木がありますが、その落ち葉等の、近所にもちょっと大変だというような話も伺っておりますが、そのこと

について、どういうふうなあとの処理をされるか、または利用されるかということです。

それから次に、あぐり窪川のフリーマーケットですが、もともとあのあぐり窪川、設計的にどうもフリーマーケットというのが、まずあそこへ駐車をしなくても、トイレ休憩の場所からフリーマーケットが一番離れた位置にありまして、そこでなかなか集客というのが難しい。また、そこで展示されている野菜等も、みどり市と比べますと魅力に乏しいというのが率直な意見でございます。そこで、こういうふうに喫茶コーナーを今回設置されようとしているのですが、ぜひ、中のマーケット自体をどう展示していくかという、その点について計画をお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

旧仁井田保育所でございますが、このいきさつ、昨年度、旧仁井田保育所の耐震化問題、それから、その間の土地返還期限の問題、この2つが大きく廃園になった原因だと考えております。

それで、その建物自体は窪川児童福祉協会の持ち物でございますが、今回9月補正で解体工事費を補助金で組んでおります。話を聞いてみますと、解体業者が決まって、まもなく工事に入ると思われます。それで、地権者の条件としては、基礎部分も含めて、すべて木々も撤去、更地に戻して3月31日までには返還するというお約束でございますので、その土地は更地に戻すと。それで木なんかも、根も含めてすべて撤去します。あとの土地の管理につきましては、町の借地権がなくなりますので、申し訳ないですが、あとは土地の所有者の問題だと考えております。周りの方も大変、今ちょっと草が生えてちょっと困るとかいう苦情もまいっておりますが、児童協会のほうで対応していただいております。あと何カ月かすれば更地にはなるんですが、その後、草の問題とか、あるいは風じんの問題とか、いろいろな課題はあろうかとは思いますが、その辺はぜひ地権者の方と地域の話し合いで何とか解決できないかとは考えております。

以上です。

すみません。その土地のあとの利用対策につきましては、土地がどうしても町で買えない状況に至ったという経過。まず土地代が非常に高いという部分もありまして、土地を買ってさらに新しく何かを建てる、それから高齢者の施設を建てるとかいうことは現在考えておりません。

ただ、来年、新しく新築しますと、今度は児協の財産ではありますが、影野保育所が空

きます。そういったことで、仁井田地区の1つのシンボリックな統合保育所、それからその他の空き施設どうするかについては、今後検討する余地も残されておりますけども、使用目的によっては他の課とか、企画とか健康福祉課含めて執行部と話し合いをさせていただきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） ふるさと支援寄附金につきまして、寄附してくれた方の用途の指定といいますか、要望なんですけど、今年度に限って言いますと、高齢者の支援に使ってもらいたいという方が7件、あと四万十町の起業、起こす業なんですけど、そういう方面に使ってもらいたいという方が3件、あと四万十川の環境保全に使ってもらいたいという方が7件、あと特に指定はしないということが24件という状況になっております。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） フリーマーケット部の集客、それから展示をどうするかというご質問でございますが、今回補正に出しております改修の箇所は、アイスクリームの販売しておるとこの隣に米粉パンの工房がございます。それに続いてフリーマーケットの販売所があるわけですが、その部分の、米粉パンから隣接した部分へ改修しようとするものでございまして、その不足、なくなるスペースにつきましては、現在国道側に自動販売機があつて、ベンチも置いてあると思いますが、その部分を新たに改修いたしまして、あぐり窪川の、これはあぐり窪川の事業で改修するわけでございますが、そこで野菜等の集出荷場を兼ねた展示スペースもつくるというところでございます。高速の延伸も控えておりまして、土日にはイベントを打ちたいというところの場所でもございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 保育所等のことに関しては承知をいたしました。

それと、ふるさと支援寄附金のほうですが、大口の方ですと四万十町通信なんかでも掲載されます。ただ、ほかの方も、できれば年間の報告としてお名前なんかお知らせしていただいたことありますか。ないですね。できればふるさと、どういう方が寄附を、匿名希望という方もいらっしゃるでしょうけど、もしどなたでも町民の方がお会いしたときに、せめて何か感謝の気持ちだけでも言葉として表すとか、そういうことも我々も知っておかなければならないのではないかと思いますので、年に一度ほど、金額は書かなくてもいいと思いますが、そういうことも検討してみたいというところでしょうか。

それと、ぜひ、フリーマーケットのことですが、これも今説明を受けましたように、少しでもフリーマーケットのほうに集客をしていこうという1つの手段だと思います。そこで、やはりフリーマーケットの中で本来としては土地のものの販売、産したものを販売していくというのが目的でありましょうが、先ほども申しましたように、なかなか中身は充実していないと思います。その中身の充実ということに関しまして、ぜひ生産者のほうにも呼びかけをしていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） ふるさとへ寄附してくれた方の名前を、町民の皆さんに知ってもらうということはすごいいいことだとは思いますが。

ただ、すみません、これまで企画課では寄附してくれた方、ほとんどの方が名前の公表は差し控えてもらいたいという部分がありまして、議員おっしゃられるような部分を考えておりませんでした。またこの辺につきましては寄附者の方に再度お問い合わせをしてみまして、何かいい方法を考えてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） フリーマーケットの品揃えというところの、中身の充実というところでございますが、今回の改修によりまして、国道側にも、駐車場を囲んだ施設になるということでございます。そういうことで、現在のあぐりの利用者組合の中からまたさらに発展したあいあい市という組織ができました。そういうところで、そういった生産品の充実も図っていくというところでございます。

○議長（山岡義正君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 私は2点についてお伺いいたします。

まず第1点目は、こうち農業確立総合支援事業でちょっと伺いたいのは、これまで非常に1年間見てきて、JA四万十管内では非常に熱心にこういう事業を取り組んでやっておりますが、片や、失礼ですが、高知はたの管轄は、これまで1年間全然こういう制度的なことを利用していないということを見ますと、これ、管轄が、例えば四万十市の方でこういう事業展開をやられておられるのか、それとも四万十町の管轄になってくるのか、そのあたりがちょっとわからないもので非常に疑問に思っております。その点を1点。

それからもう一つは、川舟下りの整備事業についてお伺いをいたします。これは以前にも補正予算で多分計上されたと思います。平成20年度ですが。総花主義的な考え方から

言いますと、大体が当初予算でこういうものが出てくるのが本当ではないかなというふうに思いますが、交流事業の拡大というのは非常に大事なことであります。しかしながら、これを見てもみますと、来年の3月に、来年いうて書いてますね、これは、高速道路の延伸、または4月には打井川地区にホビー館ができるということで、こういう中での交流人口の拡大を図り、テラスを広げたいということですが、例えばこれは道の駅との連携の中で対応ができるのではないかなというふうにも思いますが、時期尚早ではないかという感じを受けます。そういう中で今回補助をされておりますけれども、この補助要綱についてもしわかれば、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは私のほうから、こうち農業確立支援事業につきまして、JA四万十の方ではかなり事業を取り入れます。片や高知はたのほうではこういう事業は取り組んでないのではというお話で、ご質問であったかと思いますが、この事業に限らず、こういった県の補助事業とかいろんな事業がございますので、年度当初とか、またJA、私であればJAの大正支所がございます。そういった職員には、こういった活用があればどんどん要望もしていただきたいということは常々いろんな会議の場でも申し上げてますが、残念ながらそういった中でお話が来ないというのが現状でございます。恐らく十和の方もそういう状況であろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（林久須男君） お答えをいたしたいと思います。

今、議員さんおっしゃられましたように、補助要綱でございますけれども、実際のところ補助要綱はないわけですが、補助金交付規則等に基づきまして、公益性、地域の連携とかそういった形での補助金の拠出という形をしております。

先ほど言いましたように、当初予算で計上すべきじゃないかというところでございますが、ここに上げておりますように、現在のところ、22年度でございますけれども、実際のところ、実績になるわけですが、観光客等が21年度ですけれども約1,900人、川舟に来た人数が1,900人でございます。この21年度におきましては、団体客等の観光客はほとんどなかったところではありますが、平成22年度におきましては1,800人、若干落ちてはおるんですが、これはどうしても増水時の、水の増水によって、6月の水の増水によってできなかったというところもありまして若干減っておりますが、22

年度におきましては団体客、また、大型観光バスでの道の駅との連携をとってツアーも計画されておりまして、約7回観光ツアーを受け入れております。そういったことで、今度ホビー館等も4月にオープンしますし、高速道路等も延伸をしていくということでありまして、ますます観光客、団体客等も多くなるとお考えいただけますので、町といたしましては四万十川の観光資源の1つでもありますので、そういった形で今回補助という形をさせていただいております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 大体わかりました。

大体わかりましたが、指定管理は四万十ドラマがあそこはやっておるとお思います。そういう中で、やはり相乗効果といいますか、両方とも成り立つような仕組みづくりというのが必要だろうと。道の駅にも休憩所のような部屋が2カ所ございますね。そういうところも利用はできるのではないかとというふうに私は思っておるわけですが、今回のこの中で、例えば商工条例というのはありましたが、そういう中で、やはりしっかりと補助要綱をつくった上でのこういう提出の仕方をぜひやっていただきたかったというのが私の本音であります。

そういう中で、もう一方では、例えば町内においてはいろんな不平不満も出てくる可能性もありますので、そういうところにやはり配慮をしたことでないと、なかなか町民の理解を得られないようなことがあってもいけませんので、そういうところはしっかりとやはり説明していく必要があるというふうに思いますので、その点をやはりもう少ししっかりと説明をしていただきたいと。

それから、先ほど言いましたように、総花主義ではないかと。やっぱり予算というの、出し方については、やっぱり年度当初でそういう重要なものとかということについては、3月、これ、3月でもまだ間に合う予算ですね、はっきり言えば。4月ごろからの大体ホビー館のオープンでありますし、まだ高速道路は平成24年ではなかったかというふうに思いますが、来年3月に書いてありますけれども。ですから、そういう点から考えれば、様子を見ながら対応もできたということではなかったかなと。ですから、あまりにも早急に予算が提出されたもので、私どもびっくりしておるわけですが。次からこういう例えば要請があった場合に、例えばの話をするとあまり良くありませんが、いろんな道の駅がございます。旧大正にも道の駅がございますが、そういう中で、例えばホビー館ができて非常

に人口が拡大したと、またすぐにあそこも広げてほしいというようなことが起こりかねるわけですね。そういうときに対応としてどうしていくのかと。あるいは商工、町内の中でまたいろんなそういうことがどんどん広がってくる可能性もあります。そのあたりをしっかりと検証をした上でこういう予算化をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） これからの本町におけるこういった民間企業に対する補助ということですので、基本的な考え方、私のほうから説明させていただきますが、これまで町としましてもいろんな民間企業に対する助成なり補助を行ってきたところでございます。そのときの考え方としましては、その企業が行おうとしている事業に対して公益性があるかどうか、また、地域または町全体の活性化につながっていくのか、波及効果があるのかどうか、そして、しっかりとした組織であるか、また、都市住民との交流、そういったものにつながっていくのか、広い意味で言えば、町の総合進行計画の推進に沿ったものであるか、そういったところを総合的に判断をしながら、これまで補助金の決定を行ってきたところでございます。

今回の川舟下りにつきましても、先ほど林課長のほうから申し上げましたが、4月29日に海洋堂のホビー館がオープンするということで、5月の連休に向けてかなりの人手が予想されるところでもございます。そういった面につきまして、これまで私は四万十川流域の観光産業づくりということで説明も差し上げてきたところでありますが、やはりそれぞれの地域に拠点施設があって、それをつなげた観光ルート。その中で、四万十町の方に滞在をして、できれば泊まっていただくという、そういった戦略も必要ではないかというふうに思っております。今回の補助金につきましては、そういった意味で4月からの観光シーズンに備えたものでございまして、時期的に12月の補正ということになりましたが、それに備える意味でも、やはり年度内には工事も終わらせたいという事業者の意向もありまして、沿ったものでございます。

今後、議員さんご指摘のように、商工業の振興条例等もございまして、できるだけその中で個人または民間企業のそういった取り組みについては対応していきたいと思っておりますが、観光の面と、それから農林業の企業起こし、そういったもんについてはこの商工業振興条例では想定をされておりましたので、今議会でもこの商工業振興条例の見直しについてはいろいろな議員さんからも意見も出されましたが、23年度、新たに観

光、農林水産業も含めた形で、町全体の産業おこしの振興条例という形に持っていきまして、それを1つの基準として考えていきたいと思っております。

○議長（山岡義正君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 大変いい答弁をいただきました。そういうことで、本当に農林業も含めたそういう振興条例の中で、これから取り組んでいただきたいというふうに思います。

それともう一つ先ほど言い忘れましたが、JAの関係では、JAのことをあまり言われませんが、こうち農業確立総合支援事業ですか、その中では、やはりこれからの大事な、第1次産業は大事だと言いながら、一方では全然そういう、非常に熱心なところと熱心でないところがあると。熱心ではあるかもしれませんが、こういう事業に取り組んでいないということで、非常に僕は不安を感じとったわけです、はっきり申し上げて。そういう中でやはり行政としても一定の努力をしていただいて、それこそ地域間格差のないような農林業振興に向けたそういう事業の取り込みといいますか、そういうことにご指導もお願いをしたいということをつけ加えて、私の質疑を終わります。

○議長（山岡義正君） 1番吉村アツ子君。

○1番（吉村アツ子君） 私は1点だけお伺いします。

予算資料の3ページのことですが、この子宮頸がんワクチン、当ワクチンの予算をとっていただいておりますが、このワクチンはヒブワクチン、子宮頸がんワクチンと肺炎球菌ワクチンですが、これはいつから、22年度ですけど、何月からの実施してもらえるのでしょうか。

それと、子宮頸がんワクチンについてですが、幅広くに中学1年から高校3年生までを対象にやってもらえるということで出ておりますけれども、高校生は、3年生はあと何カ月もないわけです。それで、できればこの接種をちょっとでも早うに行ってもらえないかなと思って、いつごろからやっていただけるか、ちょっとそれをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 山川健康福祉課長。

○健康福祉課長（山川明彦君） 今回予算に計上してます予防接種のことですが、実施時期は来年1月1日から予定しております。実際に始まるのは、対象者をつかみまして、個別に受診票を送って勧奨したいと思っております。

それと1点、子宮頸がんワクチンの助成の関係なのですが、国の対象は中学校1年か

ら高校１年までと。継ぎ足しとして、県単事業で高校２年から高校３年までを対象としておりまして、高校３年生につきましては、１月から実施ですので、３カ月間しか期間がないゆうこともありますし、また、子宮頸がんワクチンについては３回の予防接種の必要があります。１回目受けた後に、２回目が、３０日の間隔を空けて２回目、その後半年経った後に３回目を受けるような事業でありまして、計７カ月ほど期間が必要となってきます。今検討されておりますのが、高校を卒業後、就職、大学進学等があると思いますが、２３年度におきましては、本年度高校３年生に対しては助成していく方向で進んでおります。

以上です。

（１番吉村アツ子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに。

９番岩井優之介君。

○９番（岩井優之介君） ５点質問いたします。

２０ページ、２款県会議員選挙の１３節ポスター掲示板について、設置業務委託料９７２千円とありますがけれども、この業務の委託の形態といたしますか、形態についてお聞きいたします。それから、掲示板の作成の方法はまだ未定でしょうか。そういう点です。

それから、次に２３ページの３款民生費３目２０節ひとり親家庭医療費約１８４万とありますがけれども、このひとり親の定義について、定義づけについて改めてお尋ねいたします。

それから２９ページ６款５目の農地費１５節農業水利施設工事費３，２００万とありますがけれども、工事の場所と内容について。

それから３９ページ１０款教育費４目地域教育推進事業費、小中学校図書購入費とあります。約１２２万。この事業については、これは国の事業だと思いますけれども、時限立法に基づくものでしょうか。それと、交付金としておりてきまして、補助とありますがけれども、どのような形で配分されるのか、また、財源はどのような、どう言いますか、これに加算して配分されるのでしょうか。

それから４４ページ、１０款教育費３目文化財保護費１５節重要文化的景観施設整備工事費１９７万４，０００円とありますが、どこの施設で、この財源の内訳はどのようなになっておるのでしょうか。

以上お聞きいたします。

○議長（山岡義正君） 樋口選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（樋口 寛君） 予算書20ページの県議会議員選挙費の委託料、ポスター掲示場設置業務委託料についてお答えを申し上げます。

これにつきましては、ポスターの掲示場を設置及び撤去をする業務でございまして、通常、今までどおり町内の民間の団体等に委託をして、実施しようとするものでございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） お答えさせていただきます。

予算書ページ29ページの農業水利施設工事費3,200万の分のご質問ですが、これは先日酒井議員の一般質問の中にもお話はさせていただきましたが、国の緊急総合経済対策分を高知県のほうが受けまして、県のほうが県単事業といたしまして小規模農業水利施設保全緊急対策事業というのを創設しまして、それに伴う事業費で3,200万。これは高知県全体に1億6,600万円の事業費を県が予定しておりまして、県の12月議会におきまして計上、県のほうはさせていただいておると思います。それについて早急に市町村のほうに、うちのほうにも言うてきたのですが、やらんかという事業で、うちのほうがすぐ手を上げまして、一応今現在19カ所で3,200万ということで、高知県内枠の一応約20%を四万十町のほうが占めた事業となっております。

この事業の内容につきましては先日も言いましたが、受益戸数が3戸以上、費用対効果、BバイCが1以上になった場合に対しましての、通常の国の補助制度に乗らない水利施設、用水路、堰、ため池等の補修工事に使えるという事業です。

○議長（山岡義正君） 樋口選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（樋口 寛君） すみません。先ほどポスター掲示場の設置業務委託料について、設置撤去と申し上げましたけども、すみません、県議会議員選挙につきましては、実施されるのは来年23年度当初ということでございますので、準備経費でございまして、設置のみの業務委託でございまして、訂正させていただきます。

○議長（山岡義正君） 市川政策監。

○新産業・まちづくり担当政策監（市川敏英君） ページ44ページの重要文化的景観整備の工事費のことですが、これは四万十町小野にあります願成寺の薬師堂の修繕でございまして、これは重要文化的景観の重要構成要素としまして国のほうに届けてあるものでございまして、国の補助2分の1、50%をもらいまして、あとは分担金として2分

の1を願成寺側からいただいて、町が主体として工事をするものでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） ページ39ページの小学校図書購入費補助金について説明させていただきます。

この分につきましては国の交付金等とは別でございまして、歳入のほうにも入っておりますが、新聞等で見られた方もおると思いますが、母校に本を贈る運動ということで高知新聞社が今年国民読書年の記念事業といたしまして、高知県内の児童・生徒を対象に読書活動を普及するというので、この運動に賛同をする方から寄附を募りまして、また、新聞社のほうも拠出金というもんを出していただいておりますが、それらを合わせたものが高知県の教育委員会のほうへ寄附金として送られまして、その中から四万十町の配分として、予算額の122万1,000円が交付金という形で配付されたところでございます。

教育委員会としましてはそれを受けまして、各学校ごとに、高知新聞社のほうから配分が来ておりますので、その配分に合わせて各学校のほうへ図書費購入補助金として配付するという事になっております。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

ひとり親家庭の医療費助成でございますが、四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の中の第3条で、対象者につきましては、「児童を監護し、その者と生計を同じくする母又は父たる配偶者のない女子又は男子」、そして「配偶者のない女子又は男子の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童」、また「父母のない児童」、あるいはその前号の児童を監護し、その者と生計を同じくする兄弟、姉妹、あるいは祖母、祖父等であって町長が認める者と対象者についてはなっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 追加、簡単に。

県議会議員の掲示板のポスター設置について。先に11月に町議選挙の公営掲示板について、今までの、従来の地元の業者から高知のリース会社に変える方向だと。まだ確定してはないということといろいろと論議がされたんですけども、この県議会選挙もそういう掲示板の作成についてはそのような形をとるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山岡義正君） 樋口選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（樋口 寛君） お答えを申し上げます。

ポスター掲示場の掲示板の件ですけれども、町議選では環境にも配慮をいたしまして、後利用のできる再生可能なパネルということで実施をしようということで、現在見積もりを徴しております。特に町外業者に限ったことではなくて、そういった仕様での作成できる業者で、業者の中から安価な業者をお願いしようとしておるところでございます。

県内、他の町村でも、全国的にも、掲示板については大体エコといいますか、再生可能なパネルでの実施が多くなってきておりまして、一定そういう方向にはしていきたいというふうには考えております。まだ決定はしておりませんが、そういったパネルを利用したいというふうには考えております。

○議長（山岡義正君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） そういうエコの立場から、あるいは従来のベニヤ板で廃棄やないんですけども、保管して廃物になっていきゆう。そういうことでは大変よくわかりますけれども、こういう形で地元の若い仕事師が突然仕事がなくなっていくということで、大変ショックを受けているわけで、やっぱりこういう情報社会ですので、できるだけそういうことについては事前に把握されて、地元のそういう仕事師を応援するという立場で情報も提供してあげて、一つの時代の流れについても伝えて、一定の覚悟といいますか、そういうこともすべきじゃないろうかというふうに思うわけです。これからいろんな形で仕事、創設していくという町の姿勢からいうても、それからいっても、そういうふうな優しい対応が必要かと思えますけれども、その点について責任のある方から答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 樋口選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（樋口 寛君） お答え申し上げます。

町内の業者、大変経済的にも厳しい状況、雇用の状況も厳しい状況でありますので、確かにそういう部分についてはしっかり配慮をしていきたいと思っております。

ただ、今回町議選のパネルにつきましては、量も大量でありましたことから、そういう方向に切り替えたいということで選挙管理委員会で検討をしまして、従来ポスターの印刷を担当していただいております業者さんには、その旨、その決定をした段階で、なるべく早い段階でお知らせもしたところでございますけれども、県議選については決定しているわけではございませんので、いろいろ諸般の状況も勘案をして、なお決定をしていき

いとは思っております。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、昼食のため１時半まで休憩します。

午後０時０６分 休憩

午後１時２８分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

２３番宮地章一君。

○２３番（宮地章一君） 私も２点ほどちょっとお聞きをしたいと思います。

最初に予算書の２８ページの１９節補助金ですが、近代化施設整備事業補助金はどういう内容の補助事業であったのかいうのと、その下の、四万十町地産外商事業補助金が５５０万２，０００円減額をされておりますが、これは恐らく拠点ビジネスとの絡みではないかと思いますが、どういう形で減額をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それからもう一点は、９番議員さんも質問をされましたが、小規模農林、農水の保全の対象事業でございますが、緊急総合対策整備事業の県単事業の中で、本年度１９カ所を予定されておるということでございますが、これは水利の保全だけなのか。例えば畝まち直しの補助を含めた事業ができないのかどうかということと、事業計画の中では２３、２４年と組まれておるわけですが、これは継続的に県単事業として事業ができるのかどうかということをお尋ね、まずしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） ページ２８ページの近代化施設整備事業補助金、これの内訳ということですが、予算資料の５ページの上段に記載しておりますが、このＪＡ四万十管内の園芸基幹品目の４品目ですが、その中のミョウガについては現在興津地域で１６ｈａやっておりますが、２３年度には１７ｈａとなる予定でございます。

そういったところから、規模拡大に伴う事業の効率化ということで、自動こん包機、これはパック詰めというところでございますが、今までは自動こん包機、今までは焼きつけのものからオーバーラップ方式に変えるということと、それから、ラベラー。これはミョウガにいたしましては５種類程度の料理のレシピをランダムに、それも一緒に貼っていくという機械でございます。そしてショウガでございますが、ショウガのほうは、これは県の共計品目、いわゆる県内で共同出荷、計算をするということで、それに合わせた計量器、それからそのラベルなんかが必要ということで、まず５ページにあります内容の中

で、ショウガで自動計量器というものがございますが、これは現在使っておる計量器は、5 g から 10 g の誤差が生じると、多く出るということで、非常にロスが出ております。そういったところから、これが 0.5 g の差という機械の、新しい機械に替えまして、ロスをなくするというところでございます。

それと同じく、自動こん包機、それからラベラー、それからインクジェット。このインクジェットにつきましては、後々日付とか分かるものを焼きつけていくというところで、それと、ラインの最後に要はターンテーブルというものを置いて、作業の効率化を図っていくというものでございます。

それから、地産外商の件でございますが、これは江師の農林加工施設でございます。これは今年度も昨年同様、事業を取り入れてやろうとしておったところですが、今年は昨年開発いたしました大きな販路、ここへの供給のための生産体制を整えるということで、8月の末まで事業、県も併せて詰めておりましたところですが、今回は生産に力を入れるということで、販路開拓につきましては自己資金で行うという申し入れがあったところによる減額処理でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） お答えさせていただきます。

県単事業であります小規模農業水利施設保全緊急対策事業の件ですが、事業の内容といたしましては、水利、老朽化した既存の施設の改修となっており、農業生産の継続のために必要な農業水利施設の簡易な整備。それで、施設の新設はだめということになっております。ということで、畝まち直しのものには利用できません。水利施設ということで、用水路、排水路、頭首工、そしてため池等です。

それから、県のほうに聞きますと、継続的に今後も実施したいと聞いております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 近代化施設整備については私ちょっと誤解をしておりまして、こうち農業ということで十分に理解をできました。

それと地産地消・地産外商につきましては、拠点ビジネスの語句の中で若干変わってきたかなという思いがあったわけですが、江師の加工場の問題であるということで、これも理解できました。

それと、小規模の農業水利でございますが、若干関連質問になりますが、本町では約2,600haくらいの耕地面積があると。その中で、実際水田、畑等で利用されているのは恐らく2千4、5百ではないかというふうに思うわけですが、非常にまだまだ整備の遅れておるところがございます。大正ではほぼ90%くらいのほ場整備が進んでおるわけですが、窪川が76くらい、それから十和が65%ということで、まだまだ畝まち直しの事業がこれから必要ではないかというふうに思っております。特に世界的に食料飢餓ということが言われ出しておる中で、ある一定、農作物が栽培できるような条件にしておくというのが非常に大事ではないかというふうに思いますので、水利だけでなしに、畝まち直しの事業というのをもう少し積極的に取り組んでいく必要がありはしないかというふうに思いますので、この質問をさせていただきましたが、水利だけということでございますので、先ほど申し上げたような畝まち直しも含めて、今後検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 畝まち直し事業の件ですが、今言いよった小規模農業水利施設保全緊急対策事業につきましては、今も言ったように水利関係のみの、既存の施設の補修だけとなっております、宮地議員おっしゃる畝まち直しにつきましては、先日も酒井議員の一般質問の中にもありましたが、新年度、23年度におきまして町単独の事業といたしまして、集落環境整備事業いうのを一応今創設する考えがあります。その中に継続して畝まち直し事業も、その中の農業基盤整備部門の方で対応するような予定をしておりますので、またよろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

（23番宮地章一君「あともう一点だけ」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 先ほど13番議員の質疑の中で、地域格差があると。農協と行政との関わりの中で地域格差があるのではないかという話がされました。

やはり僕は地域格差というのは、ある一定やむを得ないのではないかというふうに思っております。特にJAと行政との関わりの中では非常に規模的なものが違うということで、JA四万十と窪川の農家の繋がりというのは非常に深いものがあるわけですし、規模的に非常にそれぞれが大きいものがございます。農業生産高75億ぐらいじゃろうと思います

が、中の６８億くらいは恐らく窪川だと思います。そういう中で、どうしても地域格差というのはある一定やむを得ないというふうに思いますし、逆に大正・十和についてはＪＡはたのほうにもっと積極的に働きかけていく必要性がありはしないかというふうに思いますので、この件を申し添えて私の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） それでは、午前中からの同僚議員の質問が多数あったわけですが、できるだけ重複は省いて質問していきたいというふうに思ってますが。

まず歳入ですが、ご承知のように大変国の借金財政の中で、昨年度もそうでしたけれども、緊急に補正予算が計上をされてきております。はや１１月でも地域活性化交付金が全国にばらまかれたわけですが、今回この補正予算の中で、歳入ですが、普通交付税が１億６，５００万、また特別交付税が１，４００万という形で、今回１億７，９００万ほど計上されているわけですが、当然留保財源もまだあると思うわけですが、この１２月、この計上以外に、３月までの留保財源、今現在どれぐらいの額が見込まれているのかどうか。特交はまだ３月の確定になろうかと思えますけれども、およその今年度の歳入見込みも併せて、現在の留保財源、併せてお伺いしたいというふうに思います。

それと、今回国の、先ほども言いましたけれども、地域活性化交付金、非常に高知県も、全国ではいわゆるきめ細かな交付金は全国で高知県が４番目。高知県では高知市に次いで四万十町が２番目という交付金が決定をされる計画であるわけですが、その中で、段々からも、特に松下議員から地デジ対応という形で、テレビを買い替えたのに不満があるかないかという質問もあったわけですが、今回、総務省、１２月３日、全国の都道府県、市町村の担当課に連絡があっているわけですが、今までも無料化の支援体制、支援対象が今度拡充されたわけです。今回の拡充対象が、世帯全員が市町村民税非課税の世帯という形に拡大をされ、今年度から支援期間が来年度までという形になっているわけですが、皆さんもそうでしたけれど、私もそうありますが、国がポイント制度を導入して、非常に１１月末までテレビの買い替えが進みました。替えられない方も多数あったわけですが、こういう支援への国からの通達を受けて、今回そういうこの予算書の中に、地デジ対応のいわゆる非課税世帯の事業拡大できましたので、そういった予算をいつ計上されていくのか、また、それと併せて、そのお知らせもされているのかどうか。テレビの買い替えもしたいと思っている方もおられますので、そういう対象世帯には

無料でチューナーの支援があるんだというお知らせをしているのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

それと12ページで、木造住宅耐震改修事業費補助金38万5,000円で、歳出では390万計上されているわけですが、この事業の大体の概略わかるわけですが、この事業費は、例えば私が耐震診断、耐震補強工事をしたいといった場合に当然見積もりをとらなければならんと思うわけですが、この見積もりもこの補助事業の対象でなるのかどうなのか、また、地元の建築業者を使わなければならないのかどうなのかの、その基準がちょっと記憶にありませんので、この事業をどう使われていくのかというお知らせを、答弁をお願いしたいと思います。

それと、若干午前中の質問に重複する中で、私もどうしても聞いておかなきゃならんと思ったのが、ページの18ページ、歳出に入ります。地域振興公社の事務所建設の補助金の約1,500万ですが、大体の質疑、答弁の中でわかったわけですが、ただプレハブという建て方の考え方。本来は教育委員会の考え方も、地域振興公社に今後職員を異動して、そのもとで、地域振興公社で雇用させたいという思いはわかるわけですが、しかし現実、委託をしようとする地域振興公社がプレハブというのがどうなのかという考え方を持っています。普通プレハブといえ、何か仮の建物という思いもせんでも私はないです。当然未来永劫学校がある限り、給食センターは営業をしていくわけですが、このプレハブという基本的な考え方をどう考えているのか。それと併せて、まだ答弁の中で、職員は今現在、地域振興公社は9名と言いましたけれども、当然給食センターを委託されとなると、それらの事務も今よりも多くなってくることは確かですが、じゃ、職員を、給食担当の職員を何名増やすがために、この今の公社の入っている部屋では足りないのかどうなのか。併せて、この建設予定のいわゆる平米数はいかほどを考えられておるのかどうなのか。

当然池本議員からもあったように、本庁舎が建設されとなると、遊休資産、いわゆる使わなくなる建物も増えてくる可能性もありますので、そこら辺のしっかりとした考え方を示してもらわないと、1,500万投入するプレハブというのが、町民から見たらどうなのかという、私も思ってますし、町民の方も、そう思われる町民もおられるかもしれませんので、そこら、あとしっかりと執行部の答弁をお願いしておきたいと思います。

それと、これは21ページで、国保の問題を林議員から質問があつて、担当課長が非常に私は腹立たしい思いで被保険者としては思うわけですが。確かに21年度決算、3億

2, 000何百万、21年度、20年度も基金から繰り入れをしています。それは私どもも知っているわけですが、このまま行くと23年度予算使い切ったら、あとは24年度は国保の会計の予算も組めない状況になるという、おどしととれるような私は答弁だと思っています。予算組めないような特別会計を、ましてやこれは国の責任で、この前、一般質問をしましたけれども、そんな答弁をして上げないかん、町民をおどすような私は答弁じゃないかと。組めないというのは、特別会計、その言い方はどうなのかと私は思っています。予算組めなけりゃ国民はどうなるわけですか、町民はどうなるわけですか。そんな言い方をして町民をおどすような答弁は、私はやめてもらいたいと思いますが、町長からこの担当課長の答弁に対して、あなたの思い、そのとおりなのか聞かないと私は納得ができません。

それと、23ページ民生費で、1, 400万余りの臨時賃金が計上されておって、当然保育所の、恐らく出産、また育児休暇等でこれだけの予算が今回計上されたのではないかなと思うわけですが、その内訳についてお知らせを願えればありがたいというふうに思っています。

それと、先ほども質問あったわけですが、28ページの農業総務費のあぐり窪川のフリーマーケット改修工事ですが、この予算を見ておって、大変重要な事業もあるわけですが、何か国が、全国に昨年度から交付金が投入をされますので、私もそうですが、急に思わずお金が入ってくると、何かほかの、あまり考えずに、失礼ですが、私の場合は使う場合もあるわけですが、何かそういう必要は認めるわけですが、本当に慎重にこの予算を計上したのかという部署が多々ありますので、この120万答弁もありました。じゃ、実際、どれだけ21年度実績で売り上げがあったのか、それと会員さんはどれぐらい、フリーマーケットの会員さんはどれぐらいおられるのか、そこらあたりをしっかりと聞いて私は判断してみたいというふうに思っています。

それと、ページ32ページの、午前中、酒井議員からも川舟下りのテラス整備事業補助金について質問がありました。わかったところは省きますが、この問題は20年の補正予算計上のときに私も質問をしておりますので、今回の問題についても若干疑問な点があるのでお伺いをしてみたいというふうに思うわけですが。

1つは、酒井議員も言われたように、計上の仕方。今どうしてもこの時期に補正予算に計上しなくてはならないのかという点です。この事業は、恐らく普通考えてみた場合に、川の利用ですので、寒い時期は、四万十市のように屋形船であれば冬の観光含めてできる

と思いますけれども、決して屋形船ではない。そうすると、恐らく5月からせいぜい10月までの利用ではないかなという私の推計です。すなわち半年の間。議案説明書の中では、約2,000名という書き方をされてますけども、先ほどの酒井議員の答弁では、1,900名、1,800人という答えが出ました。それは100名くらいの違いです。それは可としても、6カ月の、私の推計ですよ、いわゆる6カ月2,000人としても月約300人。それを30日で割ると、1月10人程度の利用です、平均ですね。さっきの所管の課長の答弁は、7回くらい観光ツアーがあった。当然観光バスですので、全員の方が利用するかどうかわかりませんが、この期間に7回。確かに一時的には、待合室が10人ということですので、足りないということもあろうかと思いますが、さほど頻繁に観光バスが来て大変な思いしゅうのかなというふうに思ってます。私も北部地域に住んでますので、夏場通ることもあるわけですが、そんなに平日は大変な状況にあるとはあまり、たまたまです。で気づいてませんでした。

そういった中でこの予算が、今回事業費としては260万程度。前回、昨年20年の町費の持ち出しがおよそ200万、今回が120万。およそ300万町費の持ち出しですが、非常に疑問に思ったのは、当初はいわゆる任意の組合という立ち上げて私も賛成をいたしました。今回計上されて、事業の概要を見ると、今度は合同会社、会社組織になっていますので、それではという思いで、じゃ、何名の会社員といいますか、役員といいますか、いわゆるこのメンバーはどれくらいおられるのかどうなのか。併せて、収支、当然これだけの補助金出してますので、収支の実績報告書が上がっていると思いますが、いかほどの収支になっておられるのか、その点とお聞かせを願いたいと思います。

それと、事業費の内訳ですが、今回の補正の。事業費としては257万9,000円ということですが、テラスといっても、いろんなオープンテラスといっても大体のことはわかるわけですが、オープンテラスいうたら。じゃ、どんなものかという、それぞれ僕は思いが違うがじゃないかなと思ってます。テラスという概念はわかります。何か窓を差し出していうことはわかるがです。じゃ、どれくらいの面積のいうのも一切わかりませんし、せめて概略の絵図面でもついてくれれば質問することもないわけですが、前から言ってますように、余分な質問がせんでいいような説明資料をつけてもらえれば時間の短縮にもなりますし、それぞれが適当な思いの中で質問することがないようにお願いをしてきたつもりですが、一切わかりません。そういった意味で、どれぐらいの面積で建てられるのか。それと併せて、ややもすると1件だけの例えば見積もり、ある地元の大工さんの見積もり

だけで判断するやもしれません。そういった意味で、この事業費の計上されるに当たった経緯。どう見積もりの決定をされたのか、そのお答えももらいたいなというふうに思います。

それと、今度は教育１０款に入ります。３９ページです。臨時議会でもスクールバスの購入についてはたびたび質疑もあったわけですが、今回は金額的には２０万８，０００円ですが、スクールバスの附属品購入費が出てます。まさか今度買われる新しいスクールバスにまた附属品を購入するのかなというふうに思って、私の思いですが、この内容についてお伺いをしたいというふうに思ってます。１回目の質問は終わります。

○議長（山岡義正君） 山脇総務課財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

予算書の９ページに、今回普通交付税と特別交付税を計上させていただきました。普通交付税は１億６，５００万余り計上させていただきました。留保財源をすべて吐き出した格好で当初の決定額を計上させていただきました。

しかし、１１月２６日に成立しました国の補正予算によりまして、普通交付税自体も再算定がございまして、１億３，９００万余りが今回国の補正で追加配分となる決定を受けました。それで、この１２月補正では時期的にも間に合わなかったこともあります。そして、なお、地域活性化交付金についても、今回制度内容、概要、制度要綱自体も国から示されて、正式な決定が今日あたりと聞いておりますので、今回は計上を差し控えさせていただいておりまして、今月中に地域活性化の交付金事業も含めて計画を立てまして、早い時期に補正予算として提案をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 私のほうから、地デジ対策支援についてお答えしたいと思います。

これにつきましては、議員おっしゃられましたように、１２月３日に総務省よりお知らせという形で、住民税非課税世帯の方にチューナーを配付する予定であるという通知が来ております。その内容ですが、チューナーの無料配付ということと、非課税世帯が対象ということで、非課税証明書を添付して申請をなささいというところまでしか現在わかっておりません。詳細につきましては、決定次第、また町の方へ総務省より連絡が入るとのことに今なっております。

これまで、21年度に生活保護世帯等がチューナーの無償給付の対象になっておりました。多分それと同じような申請の仕方になるのではないかと考えておるところで、各個人が国に対して申請をするような形にはなってくるとは考えております。これ、詳しい内容がはっきりし次第、町民の方へ周知徹底をしていかなければならないとは考えているところです。

それともう一点、地域振興公社の事務室でございますが、プレハブ建てでつくるということになっております。このプレハブ建てと説明資料へ書いてるんですが、プレハブ工法といいますか、ここの役場庁舎の東別館、あこをイメージしていただければいいと思いますが、ああいうような形の建物になります。ですので何年、しばらく何年、耐用年数のほうはちょっと把握しておりませんが、ある程度の期間は使用できるという考え方でプレハブ工法という形をとっております。

それと、給食業務に係る方が何名増えるということなんですが、これにつきましては一応33名の今予定です。ただし給食業務ですので、現実に事務所の方で事務をするという形じゃなく、当然今、給食センターですが、そちらの方で業務のほうはするようにはなります。

それと面積なんですが、一応横4.6m、縦11mということで、約50平米。そこを現在の事務室の横に並べて建てたいという考え方です。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 先ほどの町民課長の国保の繰出金の関係での、平成24年度に財政調整基金が底をつくということの発言については、私は担当課長として、やはりこれからの国保会計を心配しての発言であったというふうに思っております。担当課長として非常に危機感を抱いている言葉のあらわれでありました。それが、議員さんおっしゃられるように、受けとめ方によってはちょっと不快感を持たれた方がいるとすれば、その発言については町長のほうからお詫びを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 木造住宅耐震改修事業費補助金の分のご説明をさせていただきます。

これです、木造住宅、当然木造住宅の所有者が耐震改修をする場合に、今、高知県と市町村役場で一緒になって進めております個人住宅の耐震改修工事にかかった費用について、1戸当たり60万円の補助金がおける事業です。それによりまして、耐震改修、今

月、国の経済対策分がまた県のほうにきた関係で、それプラスあと30万円の上乗せということで県の方が今言うてきてますが、1月から3月の間に改修できれば30万円あと上乗せして、90万円まで補助金があると。耐震の改修事業の工事費なんかは、当然90万では大抵おさまらんとは思いますが。限度額が90万、上限が90万の補助金があるという制度です。

それから、設計についても、耐震設計の設計費に対しても、1軒当たり20万円が上限としまして、20万円の補助金がある制度となっております。

業者については、当然町内業者でも対応可能です。

以上です。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

ページ数で23ページ、公立保育所費の賃金1,405万6,000円でございます。この理由といたしましては、当初予算におきましては4月1日現在の入所児童のかかわる賃金で計算されておまして、その後、途中入所等によりまして、この常勤臨時保育士、あるいはパート、通勤手当等の増加に伴う賃金の内容でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） あぐりのフリーマーケットの売り上げはどれぐらいかというご質問でございますが、20年度で2,131万6,000円、そして21年度では2,244万5,000円というところございまして、組合員数でございますが、これは95名から98名の間、脱退したり加入したりということで、約100名弱というところの組合員数でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 岡本十和総合支所長。

○十和支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 私のほうから川舟下り組合の件につきましてお答えをしたいと思います。質問の順番に合っていないかも知れませんが、ご了解をいただきたいと思います。

まず、デッキの利用についてでございますけれども、会社設立、すみません、会社数じゃございません。デッキの利用でございますが、この事業につきましては、先ほどの林課長、町長のほうからも説明したところと重複をいたしますが、公益面について検討しまし

て支出を決めておるところです。この中では、地域経済の波及効果とか、観光産業の新興面、雇用の促進分野で評価をしております。

地域経済の波及効果と観光産業振興の面では、今回整備するテラスを利用しまして行います体験等の川下り体験等を行うことによりまして、川下り事業の魅力をアップしていきたいというふうに考えておりますので、こういう面では観光産業が底上げができるということも考えております。

また、テラスを利用して、計画の中で行おうとしております滞在時間を延長するサービス。そういう面では雇用の促進も図れるということもできることなどから支援をしたところございまして、待合のみのスペースだけではなく、このデッキを利用して事業展開をしていこうというところで計画をしているところです。

それと、組合の立ち上げについてでございますが、川舟下り組合につきましては、平成21年4月1日に合同会社四万十かつば組合として設立をしております。会社設立に至った経過としましては、川舟下り組合のほうのみでは継続することになかなか難しいという面もございまして、事業拡大を考える中で、国・県を含めての補助事業を受け入れやすい組織とするということもありました。そういう中で現実に平成21年度には緊急雇用創出事業も受けて運営をしておるところです。

組織としましては、組合員8人で会社組織を設立しておりますけれども、船頭、案内人を含めると12人今現在関係をしております。そういう会社の内容になっております。

次に、この時期の補助金の計上ということにつきましては、先ほど説明をしたと思うのですが、これから開設をいたしますホビー館、そういういろんな観光施設の観光客のこの地域での、十和地域での足どめといいますか、流入といいますか、そういう方面でこの施設を利用してそういう観光客を入れることで、これからのこの川舟下り、またいろんな面で魅力をつくることで、この地域へのいろいろな加工品の販売等の波及効果、そういうことも含んでの今回の予算計上ということにしております。

それと、オープンテラスの規模につきましては、担当課長のほうから報告をさせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（林久須男君） テラスの規模につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

テラスは今の建屋の前に、のり面のところに付随して一体化するような形での建て方と

いうふうになっております。規模につきましては、横の長さといいますか、ベランダの横の長さが14.5mの、幅が7.5m。面積としましては108.75平米いうことで計上しております。

それで、部材等につきましては、木材で、四万十川の環境に配慮したような形での建て方ということです。柱につきましてはかなり大きな部材ということになっておりまして、丈夫な形となっているところです。

収支のことも出ておりました。川舟組合が21年度に立ち上げを行いまして、約1,900人という、21年度は乗船ということになっております。22年度が今のところ1,800人という形でなっておるところです。22年度での売り上げというところになるわけですが、約200万ちょいぐらいの売り上げというところで、あと船頭さんの人件費等いろいろもろもろ支出等もありますので、実際のところ黒字という形にはなっていないのが現状のようです。

それと、すみません、前後しますが、建屋のところですが、見積もりにつきましては、今のところ、現在もらっているのが1社という形にはなっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 予算書39ページの備品購入費、今年買う新しいバスの備品、附属品ではないかというご質問でございました。これにつきましては今年度購入する15人乗りのマイクロ2台分に関係する附属品の購入備品となっております。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（林久須男君） すみません。見積もりですが、予算計上というところで、1社で今のところとおるところです。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきましたので、順次また再質問を行いたい、行きたいと思いますが。

まず歳入については、今、財政班長の方から答弁いただきまして、若干まだ3月までは2億程度の留保財源があるので心配もないかなというふうに受け取りました。

歳出で、地域振興公社の関係ですが、私、従業員とか、とりあえず今の調理の方々の数を聞いたわけではなくて、手狭だということになりますので、事務所が、じゃ、職員がそんなに増えるのかなと。ましてや聞くと、約50平米でしたね、50平米のプレハブだと

いうことになれば、十何坪、広いなど。だからどれぐらいの職員がこれに、給食にかかわる、地域振興公社が給食の事務を預かるわけでしょう。調理員がここに、プレハブに三十何名もごそっと来ていうことじゃないでしょうと。事務の職員を増やさんがために、今の地域振興公社のおる職員では足らんと、部屋が。だから、プレハブを建てたいという計上でしょうと、私が言いたいのは。だったら、何名を今後増やす計画なのかと、職員を。いわゆる給食に関わる事務員増やさんがための今回の計上ではないかという私の質問です。だったら、ほかにも有効活用ができるんじゃないかというのが、池本議員と私も考え、一緒です。

ましてや東別館にあるようなプレハブだと言いますが、じゃ、例えばわかりませんが、公社を壊してあそこの別館、じゃ、あれを持っていったらどうやと、単純に言えばですよ。そういうことになるんですよ。それも要らん施設じゃないかなと思ってます、今の東別館も。活用も私どもにはわかりませんので。それで今あるあれをばらして組み立てたら、お金もそう要らん、1, 500万も要らんじゃないかという話にもなるがじゃないですか。これが、あれがどうするか、計画がわかりませんので、私どもには。あれを壊して、プレハブですので組み立てできますよ。そういう方法は考えらったですか、1, 500万。だから私はお金があるがために、そこまで真剣な検討をしてないがじゃないかなと。お金があるからまあ認めてもらおうじゃないかという計上の仕方やないかと私は勘ぐるわけです。答弁を求めます。

それと、国保会計については町長からお詫びの答弁があったわけですが、もう一つね、町長、担当課長がこう言うわけです、いつも言うわけです。「四万十町は県下でも国保税が安いほうだ」と言うわけですね。これは町が努力して安くしてるんですか。違いますよ。所得が低いがために法定減免が、たくさんの方が受けておって、結果として国保税が安くなってきたという経過ですよ、はっきり言うたら。何か自分たちが努力して、町民の皆さん方の国保税を低くしているような言い方をしますが、決してそうではないですよ。そこをよう判断をして答弁をお願いしたい。私に反論があれば反論してください。

それと、答弁が一度に返ってきますので、頭がこんがらがってますが。あぐりの120万の件です。これも確かに理想はわかるわけです。いわゆるお客さんの動きを、スムーズにあそこへ呼び込もうという計画はいいわけですけども、本当にそれが、お金が役に立てれる予算なのかということも心配をするわけです。決して施設がないわけではない。ただ町の思い、会員さんの思いが本当に、現実のお金の計上が幾ら120万とはいえ、そこ

ら辺を私は心配をして聞くわけですが、もし採択になれば、しっかりとした改修をして、売り上げが今あったように2,000万そこそこですので、3,000万、4,000万になるような、そういう改修工事をしてもらわんと、この120万のお金が無駄になりますので、十分注意をしてほしいというふうに思っています。

それと、耐震の件はよくわかったわけですが。いわゆる見積もりをするわけですね。例えばじゃ、耐震がもたんと、じゃ、見積もりをお願いしますという形で大工さんにするがですわね。そうしたらこれくらいかかるということで、見積もり、設計と言いましたけど、見積もり設計も20万の上限の補助をいただいて、現在は60万円の補助金しかないけれども、あと30万円のプラスになる予定だという受け取り方でようございますでしょうか。それを再度お願いをしたい。

川舟下りの件ですが、いわゆる会社員が8名、あと臨時に4名と、いわゆる12名ということであります。ようやく面積もわかりました。約30坪。260万、30坪で割れば、坪当たり約8万。この額が妥当かどうかは私はわかりません。だから、普通は相見積もりなりをとって、本当にこれが妥当なのかどうなのかというのが1つの基準になろうかと思えますけれども、今のところは1社だけだと。恐らく地元ではないかなというふうに推測もされます。

この根拠を私が聞きたいのは、これで計上した。町長、町の職員には、たびたび言いますが、1級建築士がおられます。これくらい、この260万の見積もりが妥当かどうかは、普通わかりやしませんか。そこながです、私が言いたいのは。これを認めたら、恐らく議会はそのまま260万の事業費をつけるがじゃないかなと私は推測もします。だから、客観的にこれが正しい、妥当な線だと言える執行部の、私は提案であってほしい。今のところ1社だけれども、採択になったらもう一社でもとってみろうかじゃなくして、先に堂々とこれが妥当な額だと、だから提案をしますという言い方があってほしいなと私は思ってます、はっきり言うたら。だから、できるだけ、税金を使いますので、町民の皆さん方に、ああ、それだけ努力した計上の仕方かと言える提案を、お願いを今までしてきたつもりですが、言えども一向にそういう努力をしてくれない。

資料の提供も、できるだけ質疑もないような形で、できるだけ議員には資料を配付してほしいということも口酸っぱく言ってきました。私、これでも大分時間をとりました。答弁も余分な答弁を、時間とるわけです。町長、この点については、本当にもうちょっと真剣に、何か僕は議会を軽視しちゅうがやないかと今でも思ってます。口酸っぱく言いまし

たよ。だから、疑問に思われるような執行部の提案をするからこうなるわけですよ。その点、町長、もう何遍もくどく聞きましたが、再度、この今の私の質問に対してどうなのか。

それと、課長はこういう今答弁したですよ。なぜ会社つくったのか。「国・県の補助金を受けやすくするために会社をつくった」という今、答弁あったですよ。聞き漏れはないと思いますが。そういう会社であれば、そういう。

というのはなぜか。会社というのは、今答弁が支所長からもあったように、私が考える会社というのは、地域の経済の発展や観光産業の底上げのために普通は会社をつくりませんよ。普通の会社は。当初、私が認めた、私の採択、認めたのは組合だと。組合だといっぱい地域の人たちが加入しやすい、みんなでやろうという、いわゆる地域の振興を私は目的とした組合なのかなと思って、私は賛成をしました。しかし、今回の計上は、今言った21年、事業をやってすぐでしょう、会社をつくったいう形になろうかと思いますが。だから、私はこれ、非常に、会社というふうに最初、この議案説明書見て思いました。

普通は組合でやるほうが地域振興、皆さん一緒にやろうという形になるわけですが、会社組織というのはそうじゃありませんよ、町長。営業が主ですよ。ボランティア組織じゃありませんよ、会社というのは一般的には。地域の振興を目的としてませんよ。いかにうちの会社が儲けるか、それが会社の主眼です。営利が目的です。だから、私は今回の予算計上も、会社組織に計上の仕方。ただこういうのはありますよ。今回も出てます、農協や森林組合などに、また町の施設、あぐり窪川、十和の道の駅、町の施設ですもん。目的は地域の農家や加工業者や商売人のための利益を上げるためにそういう施設を町がつくったがですよ。会社じゃないですよ。あぐりは会社ですが、目的はそうじゃありませんよ。地域振興のために町がつくったがですよ。これはそうじゃありませんよ。今度、会社が、今も答弁あったように、国・県の補助をもらいやすいからということは、町の補助ももらいやすいから会社に組織したという言い方やないですか。それが主眼ながですよ、会社というのは。利益を上げるためにです。地域の振興じゃありません、はっきり言うたら。会社というものは普通は。だから、その点を私はわかりませんので、お聞きしたい。

それと補助要綱のものも酒井さんが聞かれました。補助要綱はまだつくってない。いわゆる町長の裁量権ですよ。町長がかわるたびに、おい、認めちゃれや、これで済むわけです。議員はそうじゃないですよ。どういう基準のもとで計上したかというのを精査しなき

やいかんがです。だから、酒井議員も聞かれたらうし、私もそのことをお聞きをしたい。

例えば町長。私の知り合いもこういういろんな希望を持っています。じゃ、こういう場合は補助金出してもらえるとということで私は考えました。例えば地域で直販所を高齢者の方々と町の土地を借りてつくりたいと。町の土地はただで貸してもらいたい、直販所も半分ぐらいの補助をもらいたいというときに町長は、この場合は出してもらえる事例でしょうか。

もう一つ。十和にも大正にも冷泉が湧いている施設がありまして、十川は町のお金で冷泉を無料でどうぞという形で今も利用しています。じゃ、あそこにその地区の方々が仮に、あその冷泉を利用して温泉施設をつくりたい。地域の活性化の事業にしたいというときには、町長は補助を出しますか。大正にもそういう冷泉が湧いてるところがあります。希望があります。やりたいという希望者はおりますが、じゃ、町の土地を借りて建てたい、施設、補助してくれるかいうときに、町長は出してくれますか。じゃ、その3点について事例を挙げました。これについてはあなたの公益性、地域の経済の発展考えたときに、あなたは補助の対象として、今後要望があったら議会に提案をしていただけるでしょうか、その点についてお伺いをしたい。

それと、10款ですが、今回バスを購入した。それについて附属の備品購入だということですが、なぜ、教育委員長がおらんけん、答弁だれに求めたらええかわかりませんが、私は教育委員長にしか答弁を求められませんので、教育委員長さん。普通は一緒に備品も購入すべきだと私は思っていますが、なぜ一緒に計上しなかったのでしょうか、教育委員長さん、答弁ください。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 先に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国保会計でございますが、確かに議員さんおっしゃられるとおり、本町が国保税が安いのは、行政の職員が一生懸命やったというわけではなく、それにつきましては、住民全体の、地域ぐるみの健康づくり、そういった意識の結果でもあろうというふうに思いますし、それから1つの要因としましては、医療費が安いという面から見れば、先ほどの地域ぐるみの健康づくりの住民意識の高まり、そういった住民全体の取り組みもあろうと思います。

また、診療所が町内にあるということで、医療費も少なくなっているでありましょ

し、それから予防という面にも、先ほど申しました健康づくり婦人会であるとか、そういった団体が一生懸命頑張っていたいただいた結果であろうというふうに思っておりまして、必ずしも行政の職員だけの取り組みではないと思っております。その点につきましては、町民の皆さんの取り組みに感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから、資料の提出が非常に少ないということですが、こちらとしてはできるだけ資料の提出については気をつけているつもりでございますが、まだそういったところで議員さんのご指摘のように、優しさが足りないということであれば、また内部でもさらに資料の提出については徹底をさせていただきたいと思えます。

それから川舟下りのことですが、見積書の根拠ということにつきましては、当初、このテラスの建物につきましては公共用地を使用してつくるとことでありますので、何かあっては困るということで、町の建築士もこの中に入って全体の事業費を算出し、それに応じた見積もりということになったところでありまして、建築士のほうがチェックもいたしているところでございます。

それと、企業の考え方でございますが、それは議員さんの思われている分と私の思いが違いかもかもしれませんが、私は何か事を起こそうとすれば、やはりその組織が固まらなければ事業の遂行も難しいのではないかなというふうに思っておりまして、その行き着く先はやはり会社組織。それを当然どの組織も目指していく、それが1つの形ではないかなというふうに思っているところでございます。企業ということになれば、議員さんおっしゃられるように収益、それを求めるわけですが、組織という面から見れば会社を目指す、それが妥当な道ではないかなと。そこは議員さんと私の思いが違いかもかもしれませんので、その点についてはまた意見の食い違いがあらうかと思いますが、私としてはそう思っているところでございます。

それから民間企業に対する補助金の考え方ということですが、これにつきましては、先ほども13番議員さんの質問の中でお答えもさせていただいたところですが、公益の、公共の利益、あるいは地域の活性化、振興に対して波及効果があるか、あるいはまたしっかりとした組織であるかということを基本に助成を決定しておりますが、今回の川舟下りの施設につきましては、本町の四万十川流域の観光戦略を考えた場合に、十和地域の観光の拠点となるものでありまして、海洋堂ホビー館との連携、あるいは町の西部の玄関口として愛媛県側からの観光客を呼び込む施設ともなりますし、滞在型観光の目玉ともなるものでございます。十和地域のみならず、本町の観光産業への波及効果が非常に大きいものが

あるということで、補助金を出して支援をすることといたしました。

この考え方につきましては、四万十町が進めようとしております内発的な事業おこし、産業おこしという面にも繋がってまいりますし、町としても現在も商工業振興条例を策定して、個人や民間企業の産業おこし、そして、雇用の確保にも取り組むことといたしております。今後私としては公益性の高い、そして、地域への波及効果の大きいものにつきましては積極的に支援もしてまいりたいと思っております。その判断につきましては、先ほども申しましたような公益性、そして波及効果、それから組織の実態、そういったものを総合的に見て、これまでも判断もしてきましたし、これからもそういうふうにしていきたいと思います。

ただ、町の事務的な取り扱いとして、公益事業に対する補助金のあり方、そういったものも他の市町村では既に制定もしているところもございます。町としては現在その整備作業も進めているところでございますが、13番議員さんにもお答えしましたが、商工業振興条例の中にそういったものも組み込んでいながら、制度に乗らない分については積極的に私としてもその条例を活用して、今後も支援もしてまいります。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 地域振興公社事務所の件について、私のほうから答えさせていただきます。

議員おっしゃられましたように、職員のほうは33名増えるわけなんですけど、当然給食調理ということですので、給食調理は給食センターの方で行います。それに関する事務室というのは、特にこの33名が増えたからといって増えることにはなりません。また、それに係る事務量につきましても、確かに一人役を切るぐらいの事務量でして、特に公社にとって事務量が大きく増えるということはありませんので、このことによって大きく事務室の職員が増えるということはありません。

ただ、地域振興公社職員として給食業務へ職員を派遣するということで、特定労働者派遣事業所ということになるんですが、派遣事業所の事業所要件として20平米以上の研修室が必要というところがあります。こういう点がありまして、研修室という名前ではありませんが、事務室として今回整備を行おうというものです。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） あぐりのフリーマーケットの改修でございますが、今までトイレに寄るだけのお客様が多かったわけですが、そういった方を今回の改修によりま

して、テイクアウトのところを設けるというところで、そちらからお客さんを呼び込みまして、少しでもフリーマーケットの売り上げを伸ばしていくことに繋げていきたいということで、こういう計画をしております。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 耐震改修工事の補助金制度についてちょっと補足させていただきます。

この制度の助成を受けるには、県へ登録された診断士の方が設計するのが条件となっております。ちなみに四万十町内に耐震診断士の方が現在約5名おられます。1件当たりのちなみに県の設計の実績ですが、40万円から50万円の設計費用がかかるとなっております。補助の分を受けられれば、20万円出るということになります。

改修工事費のほうですが、今、県の方の実績によりますと、1件当たりの改修工事費が約200万円程度かかるようです。そのうちの1月から3月の期間限定にはなりますが、上乗せ30万円あれば、90万円が補助金として受けられる制度を今高知県と市町村でやっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎 勲君） それでは、スクールバスの備品購入についてお答えをいたします。その前に、委員長が出席できてないことをまずお詫びを申し上げたいと思います。

このスクールバスの備品購入費でございますけれども、来年4月1日から統合します若井川、家地川、志和に関わります3台のスクールバスの購入に係るものでございますけれども、そのうち15人乗り2台分のシートカバーが、予算が足らなくて購入できなかったということでの予算計上でございますが、このスクールバスの購入につきましては、今年6月の補正時に計上させていただいておりまして、実際の購入は10月から11月にかけて購入をいたしました。この分の、2台分のシートカバー代が、これがオプションでございまして、予算額が足りないために今回補正計上をさせていただきましたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 最後の質問になるわけですが、1点、最初から言わないかんかったのを忘れましたが、斎場の件ですが、非常に私も6月でこの問題を取り上げたわけですが、今回、これは2基の炉の改修工事はわかってます。担当課長の答弁では、今まで1

6年の耐用年数が23年もってくれたと。だから今回新しく大型の炉の改修によって、時間の短縮もしたいと。耐用年数は、家屋については鉄骨であるので、一応法的には45年から50年はもつだろうという考え方だということの答弁があったわけです。

そうすると、町長、20年サイクルで炉をかえるとなると、次が20年先なると、およそ耐用年数も、家屋がですよ、来る時期かなというふうに想定もできます。かといっても、耐用年数どおりにもつ鉄筋コンクリートは大体ないわけですね。大体せいぜい40年。雨漏りがする、現在もしているようですが。前担当課長のときも、玄関口の屋根の改修もしたような記憶もあるわけですが。

それと一番不自由なのは、段々から言っておられるように、あそこへ遺族が行って、2組が小さなスペースの中で悲しみを分かち合ういう場が、本当に町にとってどうなのかなという判断を、私は町長が決断してもらわないかんと思うわけですが。せっかく炉の改修、これだけ7,000万でしたか、かける。ついでにどっかというか、今のスペースというか、その周辺に、この前も言いましたように、入り口あたりは個人の田んぼですが、あの一体、まずは用地を買収しようと思えば、買える用地は僕はあるんじゃないかなと。総合的な計画というものを立てるべきではないかなと、私はずっと思っています。それでこそ町民が、遺族の最後の別かれの場で、十分満足をして送りできるということにしてあげるべきではないかなと私は思ってますが。

というのは、このスケジュール見てください。来年着工が4月からですよ。じっくり考えて、今後のことも考えてやるほうが、お金がかからなくて済むんじゃないかなというふうに私は考えますが、これは町長の答弁じゃないと私は納得ができませんので、町長の、私の考え方が間違っているのかどうなのか、答弁を願いたい。

それと町長、確かに私とあなたの考え方は、会社という考え方は違います。どの組合で、理事の組合であろうが、会社であろうが、どんな団体であろうが、結束することが原則です、これは、会社じゃのうても。組合同士がばらばらであれば、何ちゃできませんよ。こんなへ理屈は通りません。

それと、地域への波及効果じゃの、地域経済の発展だろうと言いますが、この会社は地域経済発展なりますか。地域振興、波及効果がどうありますか。私は先ほど、農協とかめぐり、四万十ドラマとはこの施設は私は違うと思ってます。だから疑問視をしてるわけです。会社のためには、恐らく会社員は一生懸命やりますが、残念ながら、先ほどの答弁では黒字にはなっていない。ゼロか赤字かわかりませんが、ということです。会社はこれでは

成り立ちません。当然事業展開をやらなければなりません、会社であれば。それは当たり前  
前の会社の基本的な考え方です。

当然まだ1年しか実績がありませんので、それはいいわけですが、この時期に、まして  
は先ほども私は計算しました。2,000人を6カ月で割りました。360人です。それ  
を30日で割ってください。1日当たり12名になります、平均。実績では年7回の観光  
バスが来た。それほど必要性に迫った事業予算計上せないかんほどのものなのか。まして  
や隣に四万十ドラマという休憩所が、立派なものがあります。それで待てんほどの大入り  
の去年の実績であったのかなというのが、私の考え方です。

その点、地域への波及効果、地域経済の発展。じゃ、何をもってそう言うのか。言葉じ  
ゃさっと流れるわけですね。さっと流れてそうかなと思いますが、じゃ、今後どういう地  
域への波及効果があって、地域振興にどう結びつくのか。会社の振興ということではありま  
せん。地域にどうこの会社が貢献するのかという点について聞きますが。

町長、答弁漏れてますよ。私は3例出しました。直販所をそういう形でつくりたいが、  
補助金はもらえるのか、温泉施設をつくりたいときにはもらえるのか、民宿言うたかどう  
かはわからん。例えば民宿。非常に四万十町では民宿が足らんということで、今、つくっ  
てほしいということも客子議員からもあったわけですが、民宿をやりたいと。補助金を出  
してくれるかいうたときに、町長は決断してもらわないかんですよ、今、補助要綱があり  
ませんので。そういう町民の要望があつたら、直販所と温泉施設と民宿、あなたの判断で  
補助金を出すと言えるかどうか。あなたが言う公益性、地域経済の発展、地域振興に  
繋がるいう、3つのこれは入りますか、どうなのかお聞かせを願いたい。最後になります  
ので、正確な答弁をください。

それと、耐震補強の件は、担当課長。何か答弁のたびに私の受け取り方が違うがです  
ね。地元の業者で見積もれるいうようなことを何か言うて、さっき言うた。今度は町内の  
5名の診断士やないと設計はいかんとかいう。何か言うことが答弁のたびに違うがやない  
かなと思って。一貫してますか。それを聞きたいと思ってます。

確かに10款の教育長が、委員長がおらんがために答弁に立たれましたが、計上。たし  
かにそうでしょうが、オプションでしょう。だから計上したがでしょう。標準装備なら、  
備品購入計上しなくてもいいわけですが。それを当たり前じゃないかなと。今までシート  
ベルトがなかったけども、どうして今回はつけないかんけん附属オプションとしてつけて  
きたのか。当然今までのバスにもあって、標準装備ではないと。そしたら、今年の6月か

一緒に計上しよったらどうながですか。何か後手後手、何か追及されるような材料を執行部のほうから計上するから突きたくなるがですよ。もう少ししっかりとした予算計上をお願いしたいということを申し添えて、最後の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） まず斎場の件でございますが、これにつきましては3番議員さんの質問に対しまして、環境課長のほうから申し上げたところもございますが、確かに耐用年数のサイクルというものから見れば、炉の耐用年数、それが来ないうちにまた改修ということにもなるかもしれません。そういったものは今後の状況も見ながら取り組んでいかなければならないと思っております。

控室につきましては、私も旧十和の火葬場が非常に古いものがありまして、そこで身内を1人送ったことがあります。非常に寒風吹きすさぶ中で、暗い豆電球の下で待った記憶がございます。非常にむなしいような、さみしいような思いもしたことでもあります。送る家族にとっては、やはり最後の安らぎの場ということになってこよいと思いますので、そういったところも十分勘案もしなければならぬわけでございますが、これについては総合的な見直しということも含めて、一つ今後の課題とさせていただきます。

それから、川舟下りの会社の関係ですが、議員さんと私の見解と、認識というものが違っているかもしれませんが、私はやはり会社というものは対外的な信用、そういったものも必要かというふうに思います。確かに任意の組合、あるいはそういった団体等が動きやすい面はあるかもしれませんが、何か事を起こして、そして事業を成し遂げようとするときには、対外的な信用、そういったものも含めて、やはり私としては会社組織のほうがいいのではないかなというふうに思っているところであります。

それと波及効果という面でございますが、これはこれまでも何回も申し上げてきました。私としては四万十川流域を生かした観光産業づくり、それが本町の1つのこれからの大きな課題であるというふうに思っております。来年4月には打井川に海洋堂のホビー館がオープンをいたしますが、そのホビー館の1つのパーツだけで終わるような観光戦略ではなくって、窪川から大正を経由して十和へ流れて、そして次の観光地へ移っていくと。そういったルートをつくらなければなりませんし、そのルートをめぐる過程の中では、ゆっくりと四万十町に滞在していただいて、時には泊まっていただく、それぐらいの時間とるような観光地でなければならないと思っているところでございます。そういった面から見れば、さっきも申し上げましたけれども、西の玄関口としての十和の観光拠点、

施設づくり、それが非常に今弱い面がございますので、その強化という思いもありまして、今回の補助金の支出に踏み切ったところでございます。地域への波及効果という面につきましては、滞在をするということにおいては、ご飯も食べたりするでありましょうし、それから場合によっては宿泊という面も出てこようかと思います。地域経済への波及効果も大いにあろうかと思います。

また、四万十ドラマが運営をしております十和の道の駅との連携も、私、ちらっと昨日聞いてみたところですが、お互いが連携を取り合って、道の駅の方から川舟下りもありますので、どうぞ利用してくださいというようなことも行われているようでございます。そこらあたりの連携もこれからますます強くなって、お互いの相乗効果が出てくるであろうということも非常に期待もしているところでございます。

それと、利用人員が少ないということにつきましては、議員さんは年間を通しての計算で1カ月あたりということを出されておりますが、この四万十川流域の観光施設につきましては、冬場の観光、冬場の呼び込み客、それをどうしていくのかということが非常に重要な問題でございまして、それは本町のみならず、隣の西土佐村の各施設も冬場の観光客に対するPR、そういったものも非常に困っているといえますか、冬場がどうしても少なくなるということは指摘もされているわけでありまして、四万十川流域の観光という面から見れば、やはり3月、4月から大体10月までということになろうと思います。その間に利用客が集中をしてまいるわけですし、特に5月の連休、そして7月、8月の夏休みの間は、どこの観光地にもぎわっているところであります。最大の観光客数を目指した中で、それに対する受け入れ施設の整備というものを構えなければ、一度四万十町に来て、各施設を回る中で、非常に不快な思いをされたということになれば、これからリピーターの客、そういったものも逃げていくでありましょうし、私としてはできるだけ十分なおもてなしができる、そういったキャパシティーのある施設をつくるべきであろうというふうに思っているところでございます。

それと、最後になりますが、ほかの直販、あるいは民宿、温泉、そういった施設に対して同じような補助を出すのかということでございますが、それにつきましては先ほどから申し上げておりますように、公共の利益につながるのか、あるいは地域、そして町全体の活性化、そして振興に波及効果があるのかどうか、そういったところを全体的に勘案をしていかなければならないと思っております。直販所でも地域全体の波及効果があるというふうに判断をした場合には、私としては積極的に補助も行っております。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 耐震改修工事の補助金制度について、ちょっとご説明が悪かったもので、本当申し訳ありません。

この制度の助成を受けるには、県へ登録された診断士の方が設計した件のみの助成制度となっております。ちなみに、診断士の方が当然四万十町内では5名おられると。町外の診断士の方でも、当然設計ですので構いません。そして、建築工事につきましては、当然ながら町内の建築工務店、大工さんでも構わないわけで、町外でも町内でも構わないということになっております。

○議長（山岡義正君） ほかに。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 大変時間が長くなりましたので、私は4点だけお伺いをいたしたいと思います。

第1点目でございますけれども、予算資料の28ページ。19節の四万十町地産外商事業補助金約550万円の減額についてお伺いします。これは先ほど23番議員のほうから、どういった、どこでの事業ということで、質疑に対しまして、江師にできた新しい加工場ということで、これの減額になったということでございますけれども、これは当然、年度末になっての非常に大きい約550万という減額予算でありますから、10番議員のほうから当然質問があるかなというふうに思っておりましたけれども、10番議員のほうから質疑がありませんでしたので、私のほうからちょっと……。

（10番田邊哲夫君「休憩にして」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午後2時55分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） これは23番議員の質疑で、江師にできた加工場で、四万十Portが指定管理を受けている加工場での減額であります。この点について質疑をまずさせていただきますけれども、これを、この12月になっての約550万という、先ほどの担当課長のほうの答弁では、いわゆるこれ、ソフト事業だと思うんですけれども、私はいわゆるソフトに関しての予算が計上されたときに、私は反対の立場をとったものでござい

すけれども、なぜもう一度この時期になって約 550 万円の減額という。本年度から江師の加工場が本格的に事業が始まって、非常に大事であると。それで東京の方へ行って、多分これ、ビッグサイトの展示商談会の費用だったと思うんですけれども、ここに来てソフト事業を使わないという大きなまず原因を、詳しくまず説明をいただきたいと思います。

そして 2 点目でございますけれども、その上にある、同じ 19 節の近代化施設整備事業補助金ですけれども、これは先ほど質疑へ何人か出て、ある程度わかりましたけれども、1 点だけお伺いします。これ、ミョウガのほうは作付面積も 1 ha ほど増えるということで、こういった設備、大事かなと思うんですけれども、ショウガのほうなんですけれども、私がいろんなところから、農家の方々から聞いた話では、これは生産量が、JA の取り扱い量が 800 t から昨年は、21 年度 1,200 t、いわゆる 400 t 増えてます。そういうことによって施設を入れたいということなんですけれども、本年度の JA 四万十の買い上げ高、t 数で結構ですけれども、まずこれをお伺いいたします。

次、3 点目でございますけれども、同じく 32 ページ。これは商工費の観光費ですけれども、318 万 9,000 円が観光案内板の設置工事費として出ておりますけれども、多分これは来年の 4 月にオープンする海洋堂のホビー館関係の何かそういった観光案内板かなとは推察されますけれども、どこにこういった形の観光案内板をつくるのか、お答えいただきたいと思います。

次、4 点目でございますけれども、同じく 36 ページ、15 節の工事請負費 500 万円が、金上野団地建設工事費で、補正で 500 万計上されておりますけれども、既に金上野団地というのは売りに出されておる造成が済んだ土地ですけれども、どうしてここで新たに 500 万円の予算計上がされたのか、この点についてお伺いをします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） まず 1 点目の四万十町地産外商補助金の減額についてご説明申し上げます。

この事業につきましては先ほども説明したところでございますが、今年はまた販路を広げるという計画でこの事業へ申し込んでおったところでございますが、5 月からの事業主体、県、行政との間での協議をする中で、8 月の末、審査会に向けて取り組んでおったところでございますが、本年はとにかく昨年の販売先への生産に力を入れたいという申し入れがあったところです。それで、今年計画しておりました販路の開発については、先ほども申し上げましたように、自己資金で対応したというところでございます。

それから、同じく28ページの近代化施設整備事業補助金のショウガについてですが、今年度のJAの買い上げは何か、幾らかということにつきましては資料がございません。手元がございませんので、すぐに調べて後ほどすぐに報告を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 今、農林水産課長のほうから地産外商の事業についての回答をしたわけですが、議員質問の中で加工場ですが、四万十Portに指定管理ということでしたが、四万十Portに今現在指定管理はしておりません。現在はふるさと雇用基金事業によりまして、委託によりまして加工場運営しているということでございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） 予算書の32ページの観光案内板設置工事ですけれども、お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、四万十町ホビー館の案内看板設置工事、国道分の5カ所でございます。サイズは約縦が80cm、横が2mぐらいのものを予定しております。

設置場所ですけれども、1カ所目が窪川地区の新開町の三差路。現在、設置されている看板の片面を利用、反対側を利用して1つは設置をさせていただきます。2つ目が、打井川の入り口のところに新設ですけれども、100m付近前後に東西2カ所に両面を予定しております。それが2カ所です。もう一つは、大正おめの河原、あゆまつりの会場付近ですけれども、国道439号線と381号線の交差点の付近に設置をしたいと考えております。それともう一カ所が、十和方面、381号線沿いの十和茅吹手付近の歩道に1カ所設置したいと考えてます。

看板につきましては、前回の議会でも議員さんからご指導がありましたように、多くあり過ぎてもよくないと考えてます。景観にも配慮しまして、既存の看板片面の活用とか、現在立てているものと同種同等のものを設置したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 金上野団地建設工事費500万の件ですが、これは、議会初日に議決いただきました本体RCの、4階建て39戸の本体工事は建築主体工事でありまして、それ以外の電気工事と機械設備工事が別契約になっておりまして、その電気設備

工事費と機械設備工事費の方を増額予定して計上させていただきました。

内容につきましては、まだ今後、今から工事を考えておりますが、電気設備工事の方で、4階建てですので通路が1階から4階まで。そして、外構といたしまして、周辺にある照明器具が、現在考えておりますのが、LED照明への変更を考えております。当然通路分の電気につきましては共益費の方に、皆さん、入居された方々の共益費として後で反映されますので、電気代が安くなるLED電球のほうに交換を予定しております。それと大きいのが、ケーブルテレビの配線に伴う機器の追加がありまして、その分も一緒に追加ということで、今後変更工事をさせていただく予定をしております。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 3番についてはよくわかりましたし、4番については多少私の勘違いもありましてよくわかりました。ありがとうございました。

まず1点目の件ですけれども、確かに担当課長の言うとおりで、まだ指定管理にはなっていないということで理解しました。

それで、ただ、江師の加工場がやっぱり1億円程度投入した加工場なんで、どうしても軌道に乗り、四万十町産の加工品を都会の方に売っていただいて、農家の方々の所得を上げていただかなければなりませんので、またあえて質問いたしますけれども、先ほど課長の答弁では、「販売のほうは補助金を使わずに自費で行う」という答弁がありましたけれども、12月になったら、大体の年間の販売の目標値でありますとか、そこらあたりは来年度以降に向けて予算を組むときに大体計算といいますか、収支の計算はある程度12月にしますのかわかっていると思うんですけれども、当初予定どおりの販売面は現状では行えているのか。その点についてお伺いをします。

それから2点目のショウガの新しい機器を入れるということですが、この点について、課長は本年度の資料がちょっと手元にないということで、後ほどということですが、私のほうでJAの方に問い合わせをいたしておりましたので、私のほうから発表させていただきますけれども、本年度は約700t JA四万十のほうで買い上げをいただいておりますけれども、1つ、これ、どうしてもJAの買い上げ価格というのは市場性がありますので、毎年上がったり下がったりをしておることはお分かりだと思っておりますけれども、特に四万十町の窪川地域にはショウガの大手の商社が2社入って生産と加工までをやっております。だから、その民間の商社の買い上げ価格とJAの買い上げ価格の差によって、農家で作られる方はやはり1円でも値のいい方へということで、値のいいときには

J Aに買っていただいて、J Aの買い上げ価格が安いときには商社の方へ聞いて、こっちが高いと、そちらの方を買っていただくと。しかも、聞くところによると、その商社が農家のところまで取りに来てくれると。

そういったこともお伺いしておりますので、非常に市場の価格に左右される事業ですけれども、ここで1つ課長にお伺いしたいのは、今のこのショウガの流通の中で、生産と需要のバランス、これがどうなっているのか。と申しますのは、21年度産の、1年ぐらい前ですか、21年度産のショウガが採れたときに、J A四万十の大奈路の加工場へ行って見ましたけれども、そのときは20年度産のショウガで加工をやっておりました。いわゆる1年遅れですね。だから、リーマン・ショックで経済が疲弊して売り上げが落ちたというようなことで説明を受けましたけれども、現在の需要と供給のバランス、それと、価格的な変動。大まかなところで結構ですよ、お聞かせください。

それと、やっぱり農家の方というのは、やはりショウガを一生懸命つくっておりますので、安定した買い上げ先というのを確保したいと思っていると思うんですけれども、やはりJ A四万十の方がある一定の価格で買っていただけるような施策、これをやはり行政側からも提案をしていただきたいと。今、大奈路の加工場では、小っちゃくしてパック詰めたのを日本全国へ販売しておりますけれども、そういった、あまりまだ付加価値がついてないと思うんで、そうでなく、まだほかにショウガの、いわゆるショウガ関係の加工品というのは、全国的には需要が高まっていると聞いておりますけれども、そこらあたりへのJ A四万十の参入、そこあたりを行政としてどう指導しているのか、この点についてお伺いします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） まず1点目の、農林水産加工場の、計画どおりに、予定どおりに販売されているかという点につきましては、順調に行っております。そして生産のほうも町内全体に広がっておりまして、例えば旧窪川町ですと、農業生産法人も今年から取り組んでいただいておりますというところで、生産のほうも順次拡大しておりますのでございます。

それと、今年の事業の成果といいますか、自己資金で対応した分につきましては、大手のグループ2社との取引が新たにできております。そして商品開発のほうも順調にできておるといっております。

ショウガの質問でございますが、バランスについては、需要が十分あるということで、

順調に行っていると思っております。

それから価格についてでございますが、確かに今言われましたように、ずっと大奈路の集荷場の方に囲うておりまして、一斉にどっと出すのではなく、定期的に決まった量を順次出荷しておるということで、確かに1年間は遅くれるということでございます。

それから量でございますが、現時点では、先ほど700tということでございますが、また入ったようでございまして、約1,200tまで上がっております。

それから見込みの金額、単価でございますが、今のところ1,200円というところを見込んでおるところでございます。

以上です。

(14番下元昇君「加工の指導」と呼ぶ)

○議長(山岡義正君) 武市農林水産課長。

○農林水産課長(武市逸夫君) すみません、答弁が抜かりがありました。

指導でございますが、今回の補正で対応しておりますのは、先の質問にもありましたが、高知県の共計品目ということで、高知県全体で計算をして出荷するというシステムがとられたということで、今ある機械ではもう対応できなくなっておるところと、先にも申し上げましたように、なかなか今の計量器では5gから10g多く出るという誤差がありまして、非常にこれ、仮に今年の1,200tにいたしましてもものすごいロスが出るということで、これも0.5gの差以内という機械にかえて対応していこうとしておるところでございますが、これは指導といたしましては、JAの方で順次こういった研修なり、そういった情報を仕入れていただきまして、一緒に進んでおるところでございます。

(14番下元昇君「加工品への取り組み」と呼ぶ)

○議長(山岡義正君) 武市農林水産課長。

○農林水産課長(武市逸夫君) たびたび申し訳ありません。

加工品につきましては、JAのほう、今さまざまな、ポン酢から始まって、さまざまなもんを出しております。その中で、指導としては特に自治体としては行っておりませんが、今後考えられる加工施設ですけれども、そこへはぜひ入っていただきたいということで、新たな商品も開発していただきたいという要請はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長(山岡義正君) 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 大体わかりました。

1点目の件についても、やはり今のところ順調と、計画どおりということでございますので、ぜひそういった方向でこれからも進めていっていただきたいと思いますし、それからショウガの施設の件ですけれども、これ、今大奈路にあるあそこの、言うたらパック詰めする要は仕上げのライン。計量してパックして商品として出ていく。あの今ある施設は、あのラインですね、あれは処分するのか、それと別個にラインをつくるのか、この点だけ最後にお伺いします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） ラインのほうは、今あるものを撤去しまして、そこへ新しく作り直すというところで、ラインの行き先もまたリサイクルで決まっておるところでございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号平成22年度四万十町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これより3時半まで休憩します。

午後3時19分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第2 議案第79号平成22年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第3 議案第80号平成22年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）について、日程第4 議案第81号平成22年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）について、日程第5 議案第82号平成22年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）について、以上議案第79号から議案第82号までの4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 1点だけ、特別会計補正予算について。

非常に勉強不足で申し訳ありませんが、ページ58ページで、今回、前期高齢者の交付金が3,300万余りの補正で、9款で現に約3,800万の減ですが、上の一般会計の繰入金と合わせたら、大体基金繰入額の減額に相当する額ですが、この前期高齢者交付金の約3,300万円については、この時期に入ってくることが想定されておって、基金からとりあえず繰り入れをしたものが今回減額という形での見方でいいのかどうなのかについてご説明をください。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

今回の国保会計の6款前期高齢者交付金でございますが、これは当初年間見込みを立てておりまして、この時期に国の方の交付金の決定が来ます。今回決定は、例えば前期高齢者交付金、あるいは後期高齢者支援金、こういったことの年額決定によります精査でございます。それに伴う繰入金の関係は、すみませんが、これだけで繰入金の額相当なんです、歳入と歳出を比べまして、歳入不足を繰入金で補った、基金繰入金で補った関係でございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今答弁いただいたわけですが、理解が不足してますので再度聞きたいと思いますが、私が聞いたのは、当然当初に、前期高齢者交付金はこの時期に来るだろうという想定があったけれども、歳入欠陥を起こすので繰入金で一時入れ込んでおつ

たのが、今回交付金が決定されたので繰入金も戻すという形の読み方でいいのかどうかということを知りたいのですが、それは間違いかどうかということですが、その点。たまたま金額が、一般会計の繰入金と高齢者交付金の額がほぼたまたま一致しただけであって、基金繰入金との関係はないということなのかどうか、どちらかですが。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） すみません。後者でございます。たまたま金額が今回似通っていたというだけで、関係はございません。

（１０番田邊哲夫君「はい」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第７９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第７９号平成２２年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第７９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第７９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８０号平成２２年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

議案第８０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第８０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８１号平成２２年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第８１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第８１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８２号平成２２年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第８２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第８２号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第６ 議案第８３号平成２２年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第７ 議案第８４号平成２２年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、以上議案第８３号から議案第８４号までの２議案を一括議題とします。

この２議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第８３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８３号平成２２年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第８３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８４号平成２２年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第８４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第８ 議案第８５号平成２２年度四万十町簡易水道事業特別

会計補正予算（第３号）について、日程第９ 議案第８６号平成２２年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第１０ 議案第８７号平成２２年度四万十町水道事業会計補正予算（第１号）について、以上議案第８５号から議案第８７号までの３議案を一括議題とします。

この３議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第８５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８５号平成２２年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

議案第８５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第８５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８６号平成２２年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第８６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号平成22年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第11 議案第64号四万十町まちづくり基本条例の制定についてを議題とします。

この議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田邊哲夫君。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから総務常任委員会を代表して、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました2議案、議案第64号四万十町まちづくり基本条例の制定について審査の結果を、会議規則第77条の規定によって報告をいたします。

付託を受けた年月日が今年の11月24日の臨時会で行いました。

審査の結果、議案第64号四万十町まちづくり基本条例の制定については修正議決すべきものと決定いたしました。

委員会の修正案でございますが、ご承知のように、このまちづくり基本条例は町民から代表される検討委員会で度重なる協議の結果、町長に答申をされ、また、執行部としても町内全域で説明会も開催をし、町民の意見も参考にして議会に上程をされたもので、大変重い基本条例であります。総務常任委員会で慎重審議をした結果、第7条第4

項を削除するというものでございまして、お手元に皆様方に配付をしておりますが、4項の執行部提案の中身ですが、「町民参画」という中で、4項目目の「議会及び町長等は町民のまちづくりへの参画、不参画を理由として、差別的な扱いをしてはなりません。」と提案をされておりました。総務常任委員会でこの問題を慎重審議した結果、当然項目に謳わなくても当たり前のことであって、殊さらこの項目に挙げる必要はないという思いの中で削除を総務常任委員会として決定をいたしました。

続きまして、第27条第1項の字句訂正を行いました。

これは27条にあります「地域自治区を設置します」という条項でありますけれども、総務常任委員会としては「地域自治区の設置を目指します」という形の修正をするということに決定をいたしましたので、総務常任委員会を代表して私のほうから修正案にかえることといたします。

以上です。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 総務常任委員会の皆さん、本当にご苦労さまでした。

大変吟味してこの条例については検討されたと思いますが、ただ、これは総務常任委員長がただいま言われましたように、町民の代表する方々が集まりまして二十数回ですか、検討委員会を重ねました。その結晶というものがここに表れていると思います。また、各地区で説明会も開き、それを参考にして執行部からこの案が出されました。そういう意味で、この一言一句というのは大変重いものであると思います。

そこでお伺いをいたしますが、第7条の4項を削除。これは本文の、今、委員長の言われた、説明されたことは、この趣旨というものを否定するものではないということですか。

ということと、それから次の第27条ですが、27条の地域自治区の設置。原案では「地域自治区を設置します」と高らかに町民が地域自治区の設置を謳っております。それを「目指す」と修正をされたことは、一步後退したように私は感じます。説明をお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） ただいま21番議員からの質問でございまして、2点

ございました。

まず7条4項について削除したのは、この原案について否定するものではないのかどうかということであろうと思いますけれども、私も説明をいたしましたけれども、当たり前の項目を殊さらこの条項に付け加える必要はない。いわゆる差別をしてはならないというのは当たり前のことであるということを、先ほど申し上げたとおりでございます。

それと、27条の問題ですが、それぞれ同僚議員も全員協議会等で勉強されたと、私どももしましたけれども、自治区の内容ですが、町長も言われてましたように、当然議会としても19年の総合振興計画、当然採択で皆さん認めたわけでございます、自治区つくることそのものを否定するわけでは、総務常任委員会としてはありません。だれ一人、自治区には賛成です。しかし、自治区の中身の問題が総務常任委員会では取り上げられませんでした。

この中身が、じゃ、自治区の中身を、それぞれの総務常任委員の考え方もありましょうし、町長の考え方がどうなのかということで、担当課長が出席のもとで詰めたわけですが、担当課長もはっきりとした自治区については、構想は今の段階では持っていないと。それで町長の思いについては後日、最終日に聞いたわけですが、常任委員会としては定かな自治区の構想は現段階でも町長は持っていないという判断のもとで、確かに「設置する」と「目指す」というのは言葉の上では違うわけですが、総務常任委員会としてはもう少ししっかりとした自治区の構想を立てた上で、再度議会に上程すべきなのか、または議会の発議で条例改正はでき得ることになってますので、そういった意味では今後、執行部、また議会ともども検討し、提案するべきではないかなということで、総務常任委員会としての結論でございます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 27条のことでございますが、ただこれは本当に四万十町にとって、恐らく高知県内でもこのまちづくり基本条例というのは、まだ先駆的なところだと思います。

そういう意味では、町民の意気込みというものもありますし、また、この自治区そのものについてはまだまだ模索中かも知れませんが、ただし、町民がこうして謳っているということに対して、私は一歩後退するものではなく、そのままを尊重して出すべきではないかと思います。

（総務常任委員長田邊哲夫君「意見ですか。私への質問です

か」と呼ぶ)

意見です。それと、すみません。この修正案に対して、委員の皆様からどういう意見が出されたかということをやっと報告をお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 先ほども私の報告の中で入れたと思いますけれども、全員一致でこれは修正すべきということでありまして、何らほかの委員さんから、これは残すべきだという意見はありませんでした。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号四万十町まちづくり基本条例の制定についてを採決します。

挙手のない者は否決とみなします。

本案に対する委員長報告は修正です。

まず委員会の修正案について採決をします。

委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔発言する者あり〕

いま一度説明します。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第12 議案第68号四万十町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

この議案につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田邊哲夫君。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、総務常任委員会を代表して、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案第68号四万十町過疎地域自立促進計画の策定について審査の結果、会議規則第77条の規定によって今から報告を申し上げます。

付託された年月日は、先ほどと同じように今年の11月24日臨時会でございました。

審査の結果は原案可決でございます。

総務常任委員会でこの過疎地域自立促進計画を審査した中で、提案の中では、今回の過疎自立促進計画についてはソフト事業がメインとなる事業でございまして、提案時にはこのソフト事業の、特別事業の中身が十分わかりませんでしたので、総務常任委員会では担当課長からそのソフト事業のこれからの計画案についてお示しをいただきました。

その中身はまだ決定ではございませんけれども、皆さん方もご承知のように、ソフト事業として具体的には今から計画をするわけですが、今の計画は、間伐事業等への促進による森林保全、2つ目には、四万十川の清掃活動、3つ目には四万十川のPR等に繋がるイベントの実施、4つ目には企業等への委託による各種雇用の創出及び新規就農者等への支援、最後に温暖化対策施設整備支援などの事業を今後、県のヒアリングを受けながら進めていきたいという今後の計画でありますので、総務常任委員会としてはこのソフト事業計画については全員一致で可決をしたものでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 執行部にも質問したところでしたが、今言われた項目、執行部が基本的にこういう事業をやっていきたいということでありましたが、まだ検討中という話もありました。今の事業がある程度決定されて、それに基づいて行うのか、まだいろいろ検討する余地があるのか、その点はどういうお話がありましたでしょうか。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、20番議員の質問に答えたいと思いますけれども。

今述べた事業計画については、県等のヒアリングを受けて、大体その方向で県も了解をしているのでございます。

この事業は毎年ローリングをして、見直しをすることも可能だと聞いておりますので、事業達成ごとに、ないしまた毎年度執行部内で検討し、県のヒアリングを受けながら事業を実施していくことになろうかと思えますけれども、一応今の段階ではこういった大まかな、先ほど言いました5点の事業を今後計画し、実施をしていきたいという中身の話を総務常任委員会では聞いてきたところです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 今の中身、少し前も言ったように、ソフト事業で人づくりや地域づくりの事業があればいいかと、私は強く思っているわけですが、今後見直しができるなら、そういった、例えば今回、桜マラソンとか随分交流事業、四万十町にはたくさんおいでてますので、もっと地域の皆さんが、一般質問でやりましたけど、交流事業に関わるとか、そういった形のソフト事業を入れて、地域の皆さんが力つくような、そういったソフト事業を今後考えていただくようにしたいと思うわけですが、その点、委員長に聞いてもいけないと思いますが、執行部、聞いておりますので、できれば今後、それを変更できることが、計画変更、県とのヒアリングもあるでしょうが、そういった点の視点での過疎計画であってほしいと思います。

（総務常任委員長田邊哲夫君「質問でしょうか」と呼ぶ）

いいです。委員長に聞いてもいけないと思いますので。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号四万十町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。議案第68号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第13 認定第1号平成21年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては、決算特別委員長から決算審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長田邊哲夫君。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから四万十町議会決算特別委員会を代表し、決算審査の報告をいたします。

決算特別委員会に付託をされました平成21年度四万十町一般会計及び特別会計並びに水道事業歳入歳出決算の審査経過と結果について、ただいまから報告をいたします。

審査の経過でございますが、審査に当たっては、執行部から提出された決算書、決算資料及び監査委員提出の決算審査意見書をもとに、執行部それぞれ各担当課長、また担当職員を呼んで慎重に審査を行いました。

審査をした日及び説明を求めた課長については、皆さん方、お手元に資料を配付してしますのでご覧いただきたいと思います。日数的には7日、1週間をかけて審査をいたしました。3番目に、審査の結果でございますが、合併4年目を迎え、初代前田町政のもと、基礎固めの最終年度となった平成21年度決算は、国の緊急経済・雇用対策の対応として、本町でも年度途中ではございましたけれども、大型補正予算が計上されまして、普通会計歳出総額で157億9,019万4,000円となって、前年度対比5.1%、7億

6, 000万余りの増額となりました。

歳入を考査するならば、自主財源であります町税は前年度比1.4%減、2,300万余りの減となりました。本町でも景気の低迷による町民所得が減少している結果でもあるわけであります。一方で、依存財源である地方交付税は9,900万余り、1.5%の増額となりました。今後の行財政運営に当たっては、今後、庁舎の建設やし尿処理場建設など、大型なハード事業が計画をされておりますので、財政計画に基づいた運営を行うこと、また公正・公平な地域サービスや福祉サービスを提供していくため、改善すべき事項、検討すべき事項などについては、最後になりますが、意見をして、平成21年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業歳入歳出決算について、全員一致で認定すべきものと決定をいたしました。

決算の内容についてでございますが、当然9月段階で町から出されました決算の概要並びに監査意見、監査からの意見書も提出されております資料に基づいて、一般会計並びに特別会計の数字については参考にさせていただきましたので、ほぼ間違いはないというふうに思っておりますので、皆さん方の目を通していただければ時間的に省けるものだと思っています。

続きまして、審査意見でございますが、先ほども言いましたけれども、大変毎年度でございますけれども、収入未済額が大変多ございまして、一般会計で1億8,900万余り、特別会計では住宅新築資金等の貸付金が毎年度同じ決算額、未済額が2億5,000万余り計上されておまして、特別会計では20年度から言えば300万ほどの未収の減にはなったわけですがけれども、残念ながら国民保険税でも9,500万余り、簡易水道料でも1,200万余り、合計では5億5,000万円にもなっている現実の決算です。今後、恒常的な滞納者はますます景気低迷の中で多重債務となって、滞納額はどんどん増加することになるはずですので、執行部としてはきめ細やかな対応をとることによって、少しでも公平・公正な観点から収納率の向上に向けてなお一層取り組む姿勢を、町内全戸集めて、町長のもと、検討してほしいという意見でございます。

2点目でございますが、段々の質疑の中でもあります、補助金や委託料、また、福祉サービス提供などについて、4年目を向かえた21年度の決算の中でも、まだまだ旧町村ごとの施策があり、統一していない分野も見受けられます。課ごとに実績など精査をして、しっかりと統一した補助金や委託料の検討をすべきだということを申し添えておきたいと思いますが、特に一例を挙げるならば、管理委託料の件ですが、旧大正町では休校の

管理委託料が確か20万……、十和村では10万で、30万じゃったと思いますけど、30万です。それぞれ同じ年間の管理の仕方の中で、これほどの格差、いわゆる不公平さがあってはならないという例も申し添えておきます。福祉サービスの点については、旧窪川町がやっておりました福祉タクシーなどについて、もうそろそろ統一した福祉施策の統一が必要だろうという意見が総務常任委員会では出されました。

最後になりますけども……。

(議長山岡義正君「決算特別委員会」と呼ぶ)

決算特別委員会ではそういう意見でございます。

最後になりますが、今後とも一時的にはまだまだ国の支援対策、いわゆる交付金、また地方交付税も増額される時期があるかもしれませんけれども、やはり限られた財源でございますので、この予算をしっかりと町民の暮らし、安全・安心のために全職員が知恵と汗を出していただいて、全力で今後も努力することを期待し、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（山岡義正君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 特別委員会の皆さん、7日間の長期の審査、大変ご苦労さんでございました。

先ほど委員長のほうからもお話があったわけでございますけれども、滞納問題。この問題が大変大きな問題であります。これについて、審査の段階で各委員からどのような意見が出されたのか、わかっておれば報告を願います。

○議長（山岡義正君） 田邊決算特別委員長。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） 15番議員から大変重要な質問をいただいたわけですが、決算委員としてもこのことが一番主眼になることは、各委員また同じ思いだと思いますけれども、なかなか対策が、名案がないというのも、また同僚議員も同じではないかな。

決算の中にもありますけれども、21年度も差し押さえ等やっている事例もありますし、ましてや先にあります租税債権管理機構でしたか、そういったところへも大変難しい部分については依頼をし、それなりの実績も上げていることは事実であります。そういっ

た意味では、若干滞納額も減りつつあるわけでありますけれども、残念ながら先ほど示しましたように5億5,000万という多額な未収がある。ましてや不納欠損額も毎年計上されているというこの現実を町民が見たときに、大変そういった意味では不満やる方ない思いではないかなということも承知をしています。しかし、特別委員としてもこれといった執行部に提案をできずに決算を終えたということになるのかなというふうに思っていますので、それ以上私のほうから各委員さん個々の、こんなことを言うたということにはならんかと思うて、皆さんの、決算委員の総意を今述べたつもりでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 大変この滞納問題、難しい問題ではあるかと思いますが、実は私も9月の一般質問でこの滞納問題を取り上げらせていただきまして、一般質問をやらせていただいたわけでございます。

その中で副町長のほうより、今後、全町的な取り組みをやって、この問題を解決をしていきたいという答弁もありました。それで、執行部の方より具体的にこのような方向でという今後の策というものが出てなかったのか。これについてお伺いをいたします。

私も9月の一般質問でこの滞納問題を取り上げて、今まではあまりこの数字が表に出てなかったわけでございますけれども、私の一般質問で5億6,000万弱の滞納があるということで、皆、住民から大変驚かれた電話も私のほうへいただいたわけでございます。ぜひこの問題は不能欠損にするのでなくして、必ずや徴収をしてもらいたいというような住民からの励ましの電話をたくさんいただいております。そういうようなことも、経緯もありますので、執行部の今後の具体的な取り組み、これについて何かあれば報告をお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 田邊決算特別委員長。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） 今質問がありました。

決算、主要な施策の実績報告書にも書いてありますけれども、この租税債権機構ができたのが平成16年4月でした。本来ならばこの租税債権機構も当初は21年3月までと設置期間がなっていたそうでございますけれども、また自治体もこういった、うちだけではなくて、滞納があるがために5年間延長されて、今実施をしているところでございますが、今の質問は、町長から直にこういった方向で徴収をするという固い決意は述べられておりませんけれども、それぞれ担当課、また執行部の皆さん方の責任も、重さは痛感して

いると私の考えでは思っていますので、来年度の決算がどうなるのかわかりませんが、恐らくこの5億5,000万がもっと低くなることを期待し、答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号平成21年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案について委員長報告は意見を付して認定とするものです。

認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第14 陳情第22-27号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書、日程第15 陳情第22-35号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出についての陳情書、以上陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長緒方正綱君。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） それでは、私のほうから教育民生常任委員会に付託された陳情案件について、審査の結果報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第22-27号。付託年月日、平成22年12月9日。件名、保育制度

改革に関する意見書提出を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。賛成多数でございます。

続きまして、受理番号、陳情第２２－３５号。付託年月日、平成２２年１２月９日。件名、トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出についての陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２２－２７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－２７号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－２７号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－２７号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－３５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－３５号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出

についての陳情書を採決します。

お諮ります。

陳情第22-35号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第22-35号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第16 陳情第22-26号四万十町十和林業研修センター耐震強度化に関する要望書、日程第17 陳情第22-31号米価大暴落に歯止めをかけるための陳情、日程第18 陳情第22-33号中山間地域の衰退と獣害対策関係陳情書、日程第19 陳情第22-34号燃油減免制度の継続を求める陳情、以上陳情4議案を一括議題とします。

失礼しました。日程第18 陳情第22-33号中山間地域の衰退と獣害対策関係陳情書（継続）、以上です。

この陳情4議案につきましては、所管の産業常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業常任委員長宮地章一君。

○産業常任委員長（宮地章一君） 産業常任委員会に付託をされました陳情案件4件について陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告を申し上げます。

まず受理番号、陳情第22-26号。付託年月日、平成22年12月9日。件名、四万十町十和林業研修センター耐震強度化に関する要望書。

審査の結果、不採択すべきものと決定をいたしました。賛成多数でございます。

次に、陳情第22-31号。平成22年12月9日。件名、米価大暴落に歯止めをかけるための陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定。全員一致でございますが、この案件については意見書を提出いたします。

陳情第22-33号。付託年月日、平成22年12月9日。件名、中山間地域の衰退と獣害対策関係陳情書。これは継続にはなっておりましたが、新たに陳情として出ましたの

で審査をいたしました。

審査の結果、採択すべきものと決定。付記、全員一致でございます。

陳情第22-34号。平成22年12月9日。燃油減免制度の継続を求める陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定。全員一致でございます。この案件につきましても、意見書の提出をいたします。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 産業常任委員長の報告が終わりました。

これより産業常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） ちょっと1点だけ。陳情第22-26号でございますが、林業研修センターの関係ですが、この不採択すべきと決定ということで、賛成多数ということでございますが、だれか1人反対か、2人反対かわかりませんが、おったということに私は理解しておりますが、その不採択となった理由と、あと何人かの反対がおったというそれを聞かせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 宮地産業常任委員長。

○産業常任委員長（宮地章一君） 十和の林業研修センターにつきましては、建設年度が昭和50年ということで、非常に古い建物でございました。2階の部分が林業研修センターということで、町のものとなっておりますが、利用度が年に5、6回ということでもございましたし、耐震の改修する場合、2階の部分ですが、見積もりの段階では3,000万くらいかかるだろうという話をいただいた中で審査をしたわけでございます。

この件につきましては、2階の研修センターについては、今、改善計画の出されております十和総合支所、いわゆる複合施設ができるということで、そこを利用する、あるいは近くに十和の公民館があるわけですが、その公民館については耐震強度化をするということになっておりますので、そこを利用するとかいうような条件で、どうも3,000万かけて耐震強度をするには至らんだろうという判断をいたしました。

そしてもう一点、四万十町の森林組合、旧の3カ町村にそれぞれ、窪川森林組合、あるいは大正森林組合、それと中央森林組合と3つがあるわけですが、これが今、統合するということで、統合計画がされておりますので、そういう観点からも、どうも3,000万もかけて改修をするよりは、場合によっては2階部分を取り壊して屋根をつけるという改

修をしたほうがいいんじゃないかという判断を常任委員会ではしたところでございます。

それからもう一点ですが、賛成多数でございますので、賛成できなかった議員もいたということでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 今、林健三議員さんと同じ件でございますけれども、これ、この林業研修センター。これ、十和村のときに建設がされて、ずっと引き継いでこられたものでございますけれども、四万十町は林業立町というようなことで行政の方も取り組んでいただいております。

その中で、こういう林業研修センターというようなものを耐震補強していかないというのは、この林業立町としてのちょっとおかしいのではないかと、逆行するのではないかと、このようにも思うわけでございますけれども、この点についての委員会の中での協議の中で、そういう意見は出なかったのか。これについて、この1点だけについてお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 宮地産業常任委員長。

○産業常任委員長（宮地章一君） 本町は林業立町ということもございますので、当然重要な1つの研修施設ではあると思いますが、今からの、今後の財政難を考えたときに、無駄という言い方は悪いかも知れませんが、できれば森林組合を一本化することによりますと、総会なども一本化された本庁の方で多分開くということになるかと思いますので、現在でも5回くらいしか利用されてないという現状を見たときに、当然十和の公民館なり、複合施設を使っていただくということのほうが賢明ではないかという判断を委員会でしたところでございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第22－26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－２６号四万十町十和林業研修センター耐震強度化に関する要望書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決をします。

陳情第２２－２６号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手なしです。したがって、陳情第２２－２６号は不採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－３１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－３１号米価大暴落に歯止めをかけるための陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－３１号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－３１号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－３３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－３３号中山間地域の衰退と獣害対策関係陳情書（継続）を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－３３号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－３３号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－３４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－３４号燃油減免制度の継続を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－３４号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－３４号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２０ 陳情第２２－２８号農道の町道認定と舗装工事の要望書、日程第２１ 陳情第２２－２９号生活道路の町道認定と舗装の要望書、日程第２２ 陳情第２２－３０号排水路整備についての要望書、日程第２３ 陳情第２２－３２号生活道路を町道に認定の要望書、以上陳情４議案を一括議題といたします。

この陳情４議案につきましては、所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

建設常任委員長氏原郭君。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 本議会に陳情が、建設常任委員会に出されました陳情議案について陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則９４条第１項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第２２－２８号。付託年月日が平成２２年１２月９日。件名、農道の町道認定と舗装工事の要望書でございます。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。なお、この件については賛成多数でございます。

受理番号、陳情第22-29号。付託年月日、平成22年12月9日。件名、生活道路の町道認定と舗装の要望書でございます。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。なお、この件につきましても賛成多数でございます。

受理番号、陳情第22-30号。付託年月日が平成22年12月9日。件名、排水路整備についての要望書。

審査の結果といたしまして、採択すべきものと決定。なお、この件につきましては全員一致でございます。

続きまして、受理番号、陳情第22-32号。付託年月日が平成22年12月9日。件名、生活道路を町道に認定の要望書であります。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。なお、この件については全員一致でございます。

以上、報告いたします。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

これより建設常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） ご苦労さまです。

ちょっと22-28と22-29についてお伺いしたいと思いますが。

本来、今までの経過を見ると、全員一致というのが大体主なパターンであったわけですが、慎重に審査する委員長のもとで、この賛成多数というのは反対も、手を上げられた方もおられるかと思えますけれども、理由についてお願いしたいのと、ちょっと今の28、29号ともに、一緒に舗装もしてくれよという要望の内容でして、32は町道に認定してくれということですが、32については、これ、舗装は既に済んでおって、こういう要望がないのかどうなのかにについてお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 氏原建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 順次ご報告いたします。

最初の受理番号の22-28でございますが、これ、確かに舗装と一緒にしておりますので、舗装についてはこの陳情書の中では受けがたいという面はございますが、それまでにこの28号、29号につきましても、今回特に旧窪川町では町道の認定というのがも

のすごうありまして、審査する委員も大変慎重になりました。その慎重の内容については、それぞれの意見はありますが、現行で、町長の答弁の中にもありましたが、GPSなんかを使うて随時やっていきたいという積極的な意見もありましたが、これについてはそう簡単に認定できるものでもないという観点から、ほかの議員は慎重になりまして、連絡道、町本来の県道、町道から生活道までの、個人の家までの距離、どのぐらいの利用度があるのか、それから先、農道というよりか、利用度がどのぐらい広がっているのか大変慎重になりまして、そういう内容のものがたくさんというよりか、そういう慎重論が強くて、それで、頭から賛成多数という結論には至りませんでした。

それで、22-32号でございますが、認定の要望書では、これは既に舗装された道路でありまして、件数も多く、既に生活道というよりか、我々が見ても、委員が見ても、これは今まで町道でなかったかえというようなものでありまして、通行量の頻繁さとか、利用度の問題もたくさんありまして、そういうことで現地を視察した段階で町道の認定というような、本当に認定すべきものというものがたくさんというか、全員一致でそういう形でなりました。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） いうか、町道でない農道や生活道というのは、農道の場合は農家、農民が持つて土地を一般的に農道ですわね。32についても生活道路ですので、それぞれの所有権が、だれかわかりませんけども。例えば委員会として採択するということは、個人の土地のことまで想定をし、その所有者が何人かおるかわからんですが、そこまで見ていかんと、なかなか簡単に町道にしちゃったらえいわということになるのかなというふうにある面では思うわけですが、そこら辺はどういう見方をしたらいいんでしょうね。所有者まで確認の上で町道とすべきという認定の仕方なのかどうなのか。そこがないと、勝手にわしの所有のある土地を町道にしてしもうたら困らあよという意見も出かねんかもしれんですがすわね。そこら辺の点。

○議長（山岡義正君） 氏原建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 受理番号の22から28、22-29号につきまして、関係する土地の所有者の印鑑というか、許可をいただいたものを陳情として出てきておりますので、それは許可があるものと。今ちょっと一つ間違いました。29号については基盤整備事業で既に農道としての4メートル道路の確定ができた道路。それで、他人の人が入ってる道路ではないということです。

(10番田邊哲夫君「わかりました」と呼ぶ)

○議長(山岡義正君) ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第22-28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山岡義正君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第22-28号農道の町道認定と舗装工事の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第22-28号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山岡義正君) ご異議なしと認めます。したがって、陳情第22-28号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第22-29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山岡義正君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第22-29号生活道路の町道認定と舗装の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第22-29号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山岡義正君) ご異議なしと認めます。したがって、陳情第22-29号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第22-30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山岡義正君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－３０号排水路整備についての要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－３０号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－３０号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－３２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－３２号生活道路を町道に認定の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－３２号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－３２号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２４ 発議第１６号四万十町議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

９番岩井優之介君。

○９番（岩井優之介君） 発議第１６号四万十町議会基本条例について提案をいたします。

昨日の高知新聞で、大豊町議会が県下で第１号の議会基本条例を制定したという報道がされました。我が四万十町は２番目ということになります。

提案理由を申し上げて提案にかえさせていただきます。

田邊幹男以下６名の賛同を得まして提案させていただきます。

本条例は議会の議員の活動原則や町民と議会との関係、町長と議会との関係など、議会に関する基本的事項を総合的、体系的に定めるものであります。

ここで、議案提出に至るまでの経緯を申し上げます。合併直後の7月19日に提出された四万十町議会解散請求を契機に、議会改革特別委員会を設置し、議員定数や議員報酬のみならず、多くの課題について協議してまいりました。平成の市町村合併は新しい町の議会運営をどうしていくか、議論を進めるきっかけとなりました。新しい四万十町議会も全国の先進的な議会改革の取り組みに学ぶため、小松島市議会から講師を招聘し、これを契機として議会基本条例の制定に向けて、議会運営委員会が所管し、取り組むこととなりました。

以来議会運営委員会は議会基本条例について、現在まで延べ17回にわたり会議を開き、その間、4つの常任委員会が素案の検討を重ねました。その間、町が制定準備している自治基本条例の議会関連条項との調整を図りながら、議会事務局書記職員の支援を受け、精力的に検討を行い、条例素案を策定しました。

この条例素案策定後、説明会を3会場で開催し、延べ53人の参加をいただきました。会場から21件の貴重なご意見をいただき、検討し、反映していきました。

以上が議案提出に至る経緯であります。

次に、提出議案の概要について申し上げます。この条例は先の11月臨時会に提案され、総務常任委員会に付託、審議された四万十町まちづくり基本条例の議会条項との調整を経て、二元代表制の一方の議会が、議会の最高規範として発議するものでございます。

内容は、議会や議員活動について、町民への積極的な情報の発信と十分な説明責任を果たし、町の政策課題について論点や争点を明確にし、多様な町民が政策活動に参加できるよう、議会活動、議会報告会の開催や意見交換会の場を設け、議員研修会や政策討論会を定期的 to開催することなどについて、具体的に規定しています。本条例案の構成は、前文、全9章からなる本文25条及び附則からなっています。前文は、本条制定の背景と趣旨を謳っております。

本文のうち特筆すべき主な点を申し上げますと、第1条の目的を初めとして、第2条で議会の運営に必要な5つの活動原則を定め、第3条で、議員として果たすべき活動原則を3項目定めています。第5条の町民と議会との関係につきましても、情報発信や説明責任を明記するとともに、公聴会や参考人制度の積極的な活用を図り、町民や町民団体との意見交換会の場を設けることとしています。

併せて、議案に対する議員の賛否等について公表するなど、議員活動に対して町民の評価が的確にされるよう、情報の提供を努めることとしています。

第6条では、議会として議員全員が参加し、定期的に議会報告会を開催し、町民と意見交換会を行うよう規定しています。

第9条では、町長が提案する議案について、議会審議における論点や争点が明確になるよう、議案の妥当性や提案に至る経緯や政策等の達成すべき年度や目標、政策等の実施に必要な財政措置や将来にわたる費用など、9項目にわたる資料提出義務を課せたものでございます。

第11条は、議会の議決事項について、町議会が独自に追加する条項で、介護保険事業計画や住生活基本計画など、9つの基本計画を列記しています。

第15条では、政策討論会について規定し、第17条では、議員研修会について条文化しています。

第21条では、議員の地位を利用した働きかけ等禁止する規定を設け、その細目については、別に議員の政治倫理条例を定めることとしています。

第22条、第23条では、議員定数や議員報酬に関する条例改正について、公聴会の開催義務規定を設けるなど、その手続を明示しています。

この条例の最高規範性について第24条に規定し、第25条では、この条例について4年ごとの検証を行い、不断の見直しを行うようその手続を定めています。

以上が提出議案の概要であります。

この議案をご決定くだされば、4月1日から施行の運びとなります。この間、委員会条例や会議規則の見直し作業を行うこととなります。来春の議員選挙により、新たな議会のもと、町民の議会に対する期待はより一層高まると確信します。施行前でありましても、議会はもとより、町執行部もこの議会基本条例の趣旨を踏まえた取り組みをお願いするところでございます。

最後に申し上げます。議員の皆さん、ケーブルテレビを見ている町民の皆さん、分権と自治の時代における地方議会は、国から示された方法に従って運営を行うだけでは、その役割を果たすことはできません。私たちの町の議会をどういう議会にしていくか、町民の付託に応えるため、議員のあるべき姿をどう描いていくか、町民が議会批判にとどまることなく、議会の政策提言に参加していただく仕組みをどうつくるかなど、一つ一つを紡いで明文化し、まとめたものがこの議会基本条例案でございます。この条例案はつくることが目的ではありません。この条例に魂を入れ、生きた条例にするために全議員の不断の取り組みと町民の温かい支援が大切となります。今後の議会が、この新しい議会基本条例と

会議規則のもとにより開かれた議員と語り合える議会、町民に育まれる議会となることを期待しつつ、提案説明とさせていただきます。

皆さんの真摯なご討議をよろしくお願い申し上げます、提案にかえさせていただきます。

○議長(山岡義正君) 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長いたします。

提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

26番池本公夫君。

○26番(池本公夫君) 1点だけ、ちょっと。この条例そのものに決して反対するものではないですが、4章の第8条の反問権でございますが、この反問権が必要かどうか。私はかえって無駄な時間ばかりくうんじゃないかと。それともう一つ、議員が自由闊達な追及ができませんことないろうかというふうに懸念しますが、この件に対してどう思いますか。

○議長(山岡義正君) 9番岩井優之介君。

○9番(岩井優之介君) 26番の議員にお答えいたします。

反問権については、流れの中で行うということで、町長が逆に議員に対して質問することですけれども、一つは、議長の許可を得て質問をするということで一つ歯止めをかけております。

それから、この間、学習会がありましたときに、先進的な栗山町の例を挙げますと、実際はどういうふうな形になるかということ言いますと、議員さんの質問の趣旨について問い直すという程度に終わっているということで、それ以上の混乱はないということを知りましたので、一つの全国的な流れの中で、これは大事な議会改革の根幹といいますか、1つの大事なポイントだと思っておりますので、これは大事にしていきたいと思っております。

○議長(山岡義正君) 26番池本公夫君。

○26番(池本公夫君) そういった意味は大体わかりますが、要は議員というのは執行部を正すというか、町民とのパイプ役的なものであって、疑問に思ったことが自由闊達に質問できないというような状況にもなるんじゃないかと思えますけど。どう思いますか、それに対しては。

○議長(山岡義正君) 9 番岩井優之介君。

○9 番(岩井優之介君) 議員の一つの自由闊達な論議は別の形で保障しておりますけれども、町執行部のいろんな質問に対して、議員がそれなりの力をつけて論議をされるということで、議会事務局に対して、そういう一定のサポートする体制も組むということの中で謳っております。そういうことで、反問することによってより争点が明確になるというふうに私は思っております。

○議長(山岡義正君) 12 番林健三君。

○12 番(林健三君) 1 点だけ私はちょっと聞きたいと思います。

この6条の中に、議会は議会報告会という文章の文言が出ております。私達も、私ですが、旧大正町のときに芳会というグループをつくって、報告会を3カ所、北ノ川、大正、それから大奈路でやっておりましたが、この報告会をやるということは、多分この全員が行ってやらないかんと思いますが、関係の窪川やったら窪川の議員、大正やったら大正、それから十和やったら十和といったときに、この報告会どころじゃないと思いますよ、これ。本当に集まって町民が来たら、林が嫌いな人間も来ると思いますよ。そのとき、いろんな話を、陳情とかそんな話ばかりで、報告会には僕はならんと思いますが、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(山岡義正君) 9 番岩井優之介君。

○9 番(岩井優之介君) 12 番議員にお答えいたします。

この報告会は全議員参加いたします。基本的には町民と本当に意見交換会するというところで、多分、今回の議会基本条例は本当に町民に開かれた議会改革を行うということで、言うたら町民の中に赴いて、こちらから行動していくという姿勢を貫きたいということで、初めからうまくいくとは思っておりませんが、先進地域の経験から聞きますと、初めは陳情的なことばかりになるということで、回を重ねるごとにだんだん良くなっていくと、そういうものだということで安心しております。

○議長(山岡義正君) 12 番林健三君。

○12 番(林健三君) 今、回を重ねるごとにええなっていくいうたが、私はマイナスじゃないと思いますよ。委員長に反論するがやないですけどよね、ますますこれは大変なことになって。これは、この条例に僕は反対はするがじゃないですよ、この6条について、ちょっと削除してもらいたいような感じがするがですよ。その辺の研究を特にしてもらいたいと思います。

(9番岩井優之介君「実践を通じて経験を重ねて、改善していかないかんと思っております。」と呼ぶ)

○議長(山岡義正君) ほかに質疑ありませんか。

7番橋本保君。

○7番(橋本 保君) 先ほどの反問権の問題に関連してですが、確かにこの部分についても賛成はできるわけでありすけれども、ただ、いわゆる議員の調査等々については、常任委員会ではなかなか勉強の機会が少ないのではないかなという気がいたします。そういう中で政務調査、そういった部分の調査も必要なことになってくるのではないかなというふうに思います。そういうことで、やはり執行部と対峙をしていく、そういうことが必要であろうというふうに思います。こういう中で、今回、政務調査費のことについてご検討されたのかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長(山岡義正君) 9番岩井優之介君。

○9番(岩井優之介君) 政務調査については検討しました。ただ、県下で、市町村ではどこもやってないということで、これは少し早いかなと思っております。

ただ、政務調査費については、これまで自治基本条例の検討委員会の交換会の中でも、当然、政務調査費は予算をつけて、そして、その用途については堂々ときちっと町民に明らかにすればいいじゃないかというふうな助言もいただいたんですけども、県下の動向を見てということで、具体化することはしませんでした。

○議長(山岡義正君) 7番橋本保君。

○7番(橋本 保君) 県下の情勢を見てということではありますが、今までうちは県下の情勢を見て、何でも先に、先進的に取り組んできた経過があります。この条例についてもしかり、そして選挙の公報条例についても、そういったことで先進的に取り組んできた経過があるわけですが、そういったことの中で、こういうこともやはり先進的に取り組んで、どこでもやってないところをやはり先取りをしてやる。そういう進取な心構えが要るのではないかなと。そういうことによって、ますます議会と、それから執行部との議論がより深まってくるんじゃないかなというふうに私は思うわけですが、そういったことについての、やっぱり先取、先取りをしていく。そういう部分での議論はなかったのか、その辺について伺います。

○議長(山岡義正君) 9番岩井優之介君。

○9番(岩井優之介君) 確かにそういう部分についての議論はありました。町執行部と

議会との関係もかなり、言うたら町執行部に対しても9項目にわたる議案の説明、根拠、その他を求めるといふ、そういう厳しい対応もしております。

そういう中で、けんど、それに対して、それと併せて、新たな議決事項をたくさん追加をいたしました。そのためには相当な勉強を議員自らしないと、本当に条例をつくって魂入れずというふうになりかねんということで、特に事務局体制の強化。議員の資質を高める裏づけ、それをきちっとせないかんということで論議されまして、やっぱりその中で政務調査費も論議をされたわけで、それから、法的な専門的な事務局職員も配置すべきだというふうなことも謳いこんでおります。そういうことでは、これから議員に対する質を高めるさまざまな仕組みがこれに盛り込まれておりますので、そういう中で政務調査費も当然おのずと論議されてくると期待をいたしております。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本保君） これ以上ここで議論をしても仕方ないというふうに思いますが、ただ、今、委員長も言われたように、今後においてこういった課題も出てくるんじゃないかなというふうに思います。これから実施していく中で、やはりこういった部分についても議論をしていくべきであろうというふうに思います。300人の職員を抱えた執行部に対して、やはりきちっとやっていく上では、やっぱりこういう勉強会、あるいは政務調査、そしてまた、委員会の活動の充実、そういったものが必ず必要になってくると思いますので、そういった部分でのやはり取り組みも今後やっていかななくてはならないと思いますので、そういう部分をつけ加えて質問を終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより発議第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第16号四万十町議会基本条例の制定についてを採決します。

発議第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、発議第16号は原案のとおり可決さ

れました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第25 発議第17号地方整備局並びに出先事務所の廃止に反対する意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 大変予定の時間を超過してますので、かいつまんで私のほうから発議第17号の内容について申し上げます。

提出者、私、田邊哲夫。賛成者、堀本議員以下5名です。

発議の内容は、地方整備局並びに出先事務所の廃止に反対する意見書でございます、今述べました議案を次のとおり、会議規則第14条の規定によって提出をいたします。お手元に資料を配付してますので、それをお目通しいただきたいと思いますけれども、民主党政権になって事業仕訳の中で、さまざまな地方に及ぼす影響が大きくなる中で、1つは国の出先機関であります地方整備局並びに出先機関の事務所が廃止にされようとしている今日、地方に住む私どもにとって、こういった大変重要な国の出先機関について廃止されることは許せないという思いで意見書を提出するものでございます。内容については、3点について意見を、こういう内容で提案をするわけでございます。

以上、地方自治法第99条によって提出します。

提出先は内閣総理大臣、国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、国交大臣の各大臣宛てでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第17号地方整備局並びに出先事務所の廃止に反対する意見書を採決します。

発議第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第26 発議第18号高知県の図書館行政の充実につながる県立図書館の設立を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） ただ今議題となりました、議員発議第18号高知県の図書館行政の充実につながる県立図書館の設立を求める意見書について、田邊幹男議員以下5名の議員の賛同をいただき、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

以下、提案理由を申し上げます。

現在、高知県と高知市の間で、一体型図書館の建設について検討がされています。今年の日本図書館協会の統計で、高知県の市町村は全国最低という指標が明らかになりました。8月の新聞報道では県立では第45位です。県内34市町村中、約4割の13市町村には公立図書館すらない現状を踏まえ、県や町村関係者は結果を重く受けとめる必要があると伝えています。

こうした中で、役割が異なる県立図書館と高知市図書館とを1つの建物に同居させる合築案が浮上してきました。3月末まで両図書館のトップを務めていた丸地真人前県立図書館長と千浦孝雄前高知市市民図書館長のほか、県内市町村立の現役図書館長らがこぞって反対してきました。

新県立図書館では、まず市町村の後方支援や大きな書庫機能が求められています。県立では司書は14名、高知市市民図書館ではゼロでございます。一体化されれば、県下への支援の低下は必至でございます。

公共交通の脆弱な高知県では、県民が利用するには大きな駐車場も必要です。計画では

狭過ぎます。

長年、県の図書館行政の不十分さに我慢してきた県民にとって、何らの協議に参加する場もなく、数回の検討会で1月に中間報告、3月にまとめを行うとしています。新図書館は今後、半世紀の高知県の図書館行政の中核を担う施設であります。よって、拙速な県・高知市一体化図書館構想は一旦中断し、まず、これからの時代に求められる県立図書館としてのあり方を広く県民の中で議論していただけますよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月17日。

高知県高岡郡四万十町議会。

あて先、高知県知事尾崎正直様、高知県教育委員会教育長河田耕一様。

以上、ご提案申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第18号高知県の図書館行政の充実につながる県立図書館の設立を求める意見書を採決します。

発議第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２７ 発議第１９号保育制度改革に関する意見書、日程第２８ 発議第２０号トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書、以上発議２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

６番緒方正綱君。

○６番（緒方正綱君） 発議第１９号。

提出者、緒方正綱。牧野利恵子議員以下５名の賛成者を得まして、意見書を提出をいたします。

保育制度改革に関する意見書。会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

意見書でございますが、お手元に配付をしておりますとおりでございますが、主な内容といたしまして４項目、大項目４つが挙げられております。その１つといたしまして保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てに関わる経済的負担の軽減を図ること。

２つ、児童福祉施設最低基準を遵守しつつ、更なる改善を図ること。

３つ、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は導入しないこと。

４つ、幼保一体化については拙速な結論は避け、慎重に検討をすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものであります。

なお、あて先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、少子化担当大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

続きまして発議第２０号。

提出者、緒方正綱。賛成者、牧野利恵子議員以下５名の賛成者をもって意見書を提出いたします。

トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書ということで、会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

意見書の内容でございますが、お手元に配付をしております。この意見書では、トンネルじん肺根絶のための対策ということで、トンネルじん肺基金の創設を速やかに政府においては取り組まれていくように強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものでございます。

あて先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国

土交通大臣、防衛大臣、法務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第１９号保育制度改革に関する意見書を採決します。

発議第１９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第１９号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今発議第１９号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

これより発議第２０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第20号トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書を採決します。

発議第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第20号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第29 発議第21号米価大暴落に歯止めをかけるための意見書、日程第30 発議第22号燃油減免制度の継続を求める意見書、以上2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 私のほうから2件意見書の提出をいたします。

この2件の意見書につきましては、先ほどの陳情書に沿った案件でございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、発議第21号。提出者、宮地章一。賛成者、下元昇、弘瀬則彦、岡峯久雄、池本公夫、槇野章、梶原政利でございます。

米価大暴落に歯止めをかけるための意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。内容が短いこともありますので、朗読をして意見書にかえさせていただきたいと思います。

米価大暴落に歯止めをかけるための意見書。

農林水産省は米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するものとしてきましたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14%、2,000円も下回る事態に至っています。

各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7,000円台という驚くべき水準で、農家に衝撃を与えています。今、農村では、農家があまりにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に「価格対策はとらない」と公言してきた政府の姿勢にあることは明らかです。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業でさえも台なしにするものと考えます。

私たちは米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にもかかわらず、過剰米を40万t程度、緊急に買い入れることが最も効果的であることを考えます。米価下落対策として、直ちに40万t程度の買い入れを行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。

内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。

続きまして、発議第22号。

提出者、宮地章一。賛成者、下元昇、岡峯久雄、弘瀬則彦、池本公夫、槇野章、梶原政利でございます。

燃油減免制度の継続を求める意見書。

上記の議案は別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

燃油減免制度の継続を求める意見書。

これまで農漁家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年3月末で廃止される状況にあります。

また、現在、政府が昨年1年間延長したA重油の免税・還付処置も廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油について軽油取引税を免税するという制度で、農業用の機械や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてまいりました。

軽油、A重油の減免措置がなくなれば、今でさえ困難な農漁業経営への影響は避けられず、軽油、A重油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家を初め、本県産業の中心である農漁業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農漁業の振興、食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれております。

以上の趣旨から、免税軽油の制度を継続していただくこと、A重油の免税・還付措置を継続していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 21号米価大暴落に歯止めをかけるための意見書でございますが、この文章の中で、過剰米を40万t政府が買えという項目がありますが、現在過剰米としては700万tとも800万tとも言われる大きな数字があります。その中で40万tだけ買って価格が安定するのでしょうか。この数字の根拠とあれを、ちょっとどこから出てきたのかをお願いします。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 数字の根拠については検討していなかったわけですが、現在国内消費量が900万tと言われております。その中で、ミニマム・アクセス米が76万t輸入をされておるわけですので、その中の一部分が解消できれば、ある一定、価格については解消できくるのではないかという判断でございます。

ただ、戸別所得補償につきまして少しお話しをさせていただきますと、全国の生産費用というのはよく言われますけれども、1万3,703円ということになっておりますが、本県の生産費は1万8,324円ということで、4,600円の格差あるわけでございますので、この文章にもありますように、米の戸別所得補償モデルについてはあまり本県・本町にとってはメリットがない。逆にそのことによって、価格が、米価が下がってきたという要因があるように思われます。問者の問われたことの答弁にはならないと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第２１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２１号米価大暴落に歯止めをかけるための意見書を採決します。

発議第２１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第２１号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今発議第２１号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

これより発議第２２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２２号燃油減免制度の継続を求める意見書を採決します。

発議第２２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第２２号は原案のとおり可決さ

れました。

お諮りします。

ただ今発議第22号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第31 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において、審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をしております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

休憩いたします。

午後5時26分 休憩

午後5時35分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回四万十町議会定例会を閉会いたします。

午後5時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員